

雲南市障がい者総合プラン__案

～誰もが生涯 健康でいきいきと
生きがいをもって暮らせるまち～

雲 南 市 障 が い 者 計 画

雲南市障がい福祉計画（第6期）__案

雲南市障がい児福祉計画（第2期）__案

令和3年3月__予定

雲 南 市

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

1 雲南市障がい者総合プランについて	1
2 雲南市障がい者総合プランの構成及び位置づけ	1
3 計画期間	2
4 雲南市障がい者総合プランにおける障がい者の定義	3

第 2 章 雲南市における障がいのある人の状況

1 雲南市の人口と障がいのある人の状況の推移	5
2 障害者手帳の所持者数の状況	6
3 身体障がい者の状況	7
4 知的障がい者の状況	8
5 精神障がい者の状況	9
6 障がい児の状況	10
7 障がい者の雇用の状況	12

第 3 章 雲南市障がい者計画

1 計画の基本理念	15
2 基本方針及び施策の体系	15
1 自立と社会参加の促進	
(1) 障がい者に対する理解と交流の促進	17
(2) 地域福祉の充実	18
(3) 災害時・緊急時の支援対策の推進	20
(4) 雇用・就労の促進と支援	22
(5) 福祉環境整備の促進	24
(6) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の振興	26
2 相談体制の強化	
(1) 相談支援事業の強化	27
(2) 障がい者の特性をとらえた相談支援	28
(3) 権利擁護の相談支援体制の強化	29
3 福祉サービスの充実	
(1) 障害者総合支援法に基づく福祉サービスの充実	31
(2) 児童福祉法に基づく福祉サービスの充実	32
(3) 市単独で実施する障がい者福祉サービスの充実	33
(4) 保健・医療の充実	34
(5) 障がい児に対する教育施策の充実	36

第4章 雲南市障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第6期障害福祉策定策定に係る国の基本指針	39
1 第6期障がい福祉計画の策定に向けて（基本指針）	42
2 令和5年度における達成目標	43
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	43
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	44
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	44
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	45
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	46
(6) 相談支援体制の充実・強化等	47
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	48
施設整備等計画表	49
3 障害福祉サービス等における見込量及び確保のための方策	50
(1) 訪問系サービス	51
(2) 日中活動系サービス	52
(3) 居住系サービス	56
(4) 相談支援サービス	57
(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	59
(6) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	59
(7) 福祉施設から一般就労への移行等	60
(8) 障がい児の子ども子育て支援等の利用ニーズを踏まえた必要な見込量	60
(9) 障害児通所支援サービス	60
(10) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	63
(11) 発達障がい者等への支援	63
(12) 相談支援体制の充実・強化のための取組	63
(13) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築	64
4 地域生活支援事業における見込み量及び確保のための方策	65
(1) 理解促進・啓発事業	66
(2) 自発的活動支援事業	66
(3) 相談支援事業	66
相談支援体制の体系図	69
居住入居等支援事業のイメージ図	70

(4) 成年後見制度利用支援事業	70
(5) 意思疎通支援事業	71
(6) 日常生活用具給付等事業	71
(7) 手話奉仕員養成研修事業	73
(8) 移動支援事業	74
(9) 地域活動支援センター事業	75
(10) 訪問入浴サービス事業	77
(11) 生活訓練等事業	78
(12) 日中一時支援事業	78
(13) 社会参加促進事業	79

第5章 計画の推進体制

障がい者総合プラン計画の推進体制	81
雲南圏域障がい者地域自立支援協議会 組織図	82
雲南圏域障がい者総合支援協議会雲南市地域部会構成団体の名簿	83

資料編

1 障がい者総合プラン策定の経過（平成29年度）	85
2 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定の経過（令和2年度）	85
2 雲南市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会委員名簿	87
3 雲南市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会条例	89
4 用語解説	91

第1章

計画の基本的事項

- ・今計画の策定にあわせ、計画期間を改訂しました。

1. 雲南市障がい者総合プランについて

雲南市障がい者総合プラン（以下、「総合プラン」という。）は、「第2次雲南市総合計画」・「雲南市総合保健福祉計画」を上位計画として、他の個別計画である「雲南地域介護保険事業計画」・「雲南市次世代育成支援行動計画」及び「雲南市子ども・子育て支援事業計画」との整合を図りながら、雲南市における障がい者福祉施策を総合的、計画的に推進していくための基本的な指針を定めます。

2. 雲南市障がい者総合プランの構成及び位置づけ

この総合プランは、法律に基づいて策定することになっている次の計画をまとめたものです。

①雲南市障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に規定する障がい者のための施策に関する基本的な方向性を示す「市町村障害者計画」

②雲南市障がい福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に規定する障害福祉サービスの提供体制の確保などに関する「市町村障害福祉計画」

③雲南市障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20（平成30年4月1日施行）の規定による「市町村障害児福祉計画」

なお、「市町村障害児福祉計画」は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるため、本市でも「雲南市障がい児福祉計画」は「雲南市障がい福祉計画」と一体のものとして策定します。

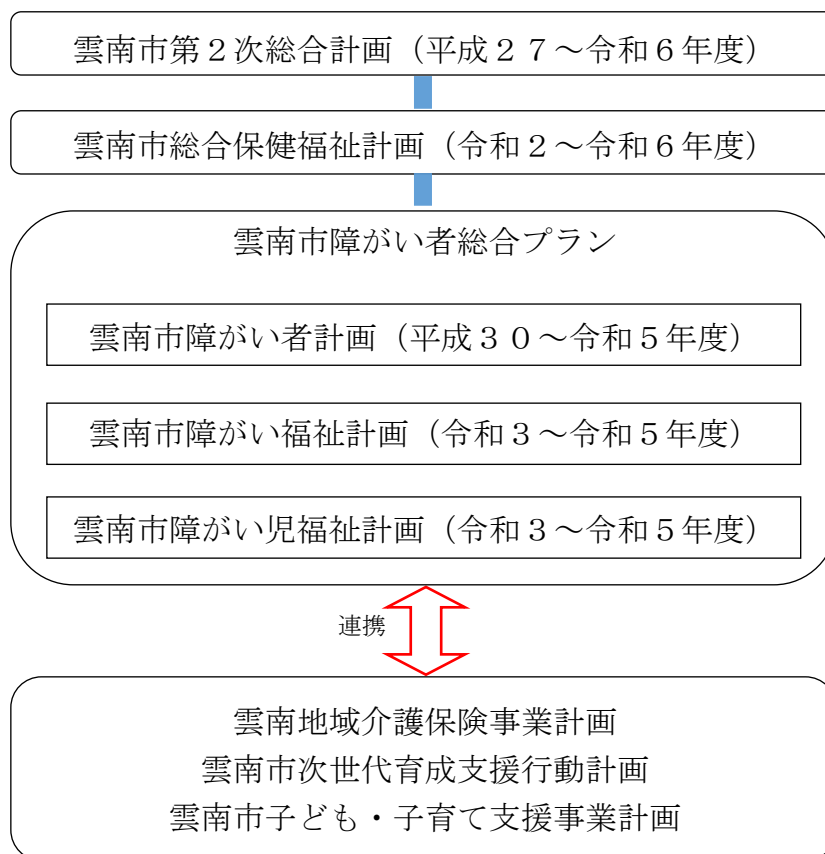
【根拠となる法令】

●障害者基本法（抄）

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）
第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 児童福祉法（抄）（平成30年4月1日施行）
第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。



3. 計画期間

- ①雲南市障がい者計画の計画期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間とします。（平成30年3月策定）
- ②雲南市障がい福祉計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

③雲南市障がい児福祉計画の計画期間は、障がい福祉計画と一体の計画として、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
雲南市障がい者計画						雲南市障がい者計画					
第3期 雲南市障がい福祉			第4期 雲南市障がい福祉			第5期雲南市障がい福祉計画・第1期雲南市障がい児福祉計画			第6期雲南市障がい福祉計画・第2期雲南市障がい児福祉計画		

4. 障がい者総合プランにおける障がい者の定義

【雲南市障がい者計画】

障害者基本法第2条第1項に規定される障害者

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」

【雲南市障がい福祉計画】

障害者総合支援法第4条第1項に規定される18歳以上の障害者

「身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病患者」

【雲南市障がい児福祉計画】

児童福祉法第4条第2項に規定される18歳未満の障害者

「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む）、難病の児童」

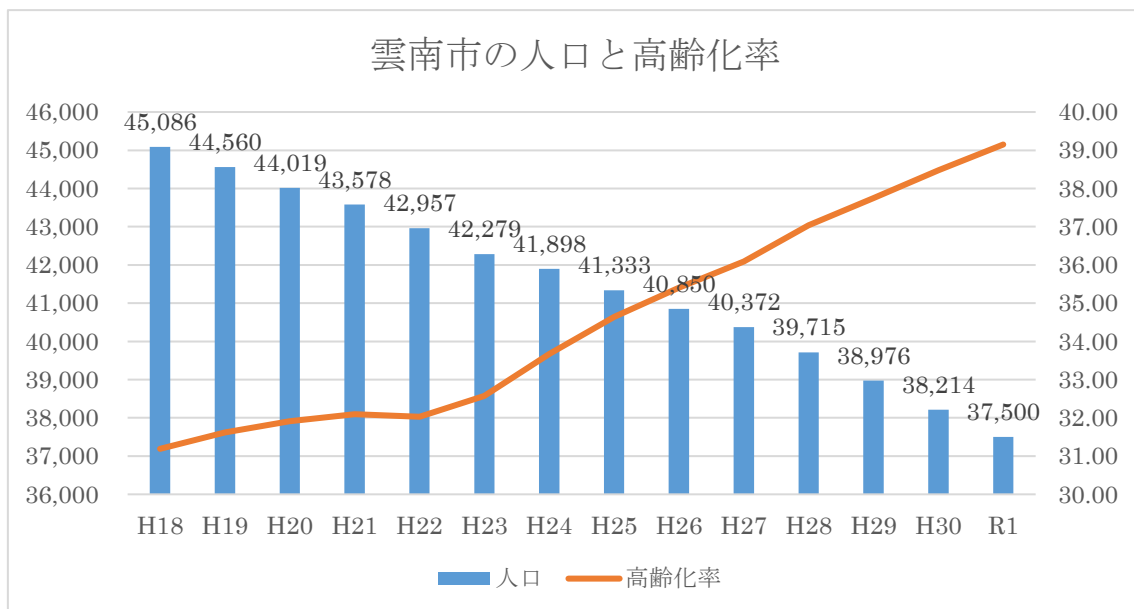
第 2 章

雲南市における障がいのある人の状況

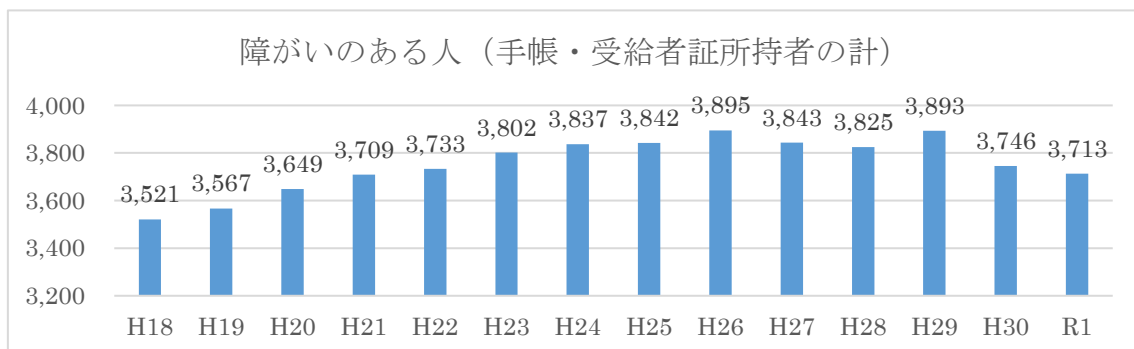
- ・平成 29 年度から令和元年度の状況を加えた内容に改めました。
- ・一部、項目の見直しを行いました。
- ・「障がい者の雇用や実習に関するアンケート調査」（平成 28 年 9 月__雲南障がい者就業・生活支援センターアーチ実施）については、現計画と変更ありません。

1. 雲南市の人口と障がいのある人の状況の推移

本市の人口は、少子化・高齢化の傾向が顕著に見られる中で年々減少を続けており、今後も減少が見込まれます。人口が減少する中でも、障がいのある人（ここでは、身体障害者手帳・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数を合計しています）は増加していましたが、平成26年度をピークに平成27年度から減少傾向にあります。これは、身体障害者手帳所持者の多くを高齢者が占めているため、死亡による所持者の減少が影響していると考えられます。療育手帳所持者は年々増加していましたが平成28年度以降ほぼ横ばいに、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者は年々増加しており、今後も増加が見込まれます。障がいのある人全体の数は、今後も減少傾向にあると予想されます。



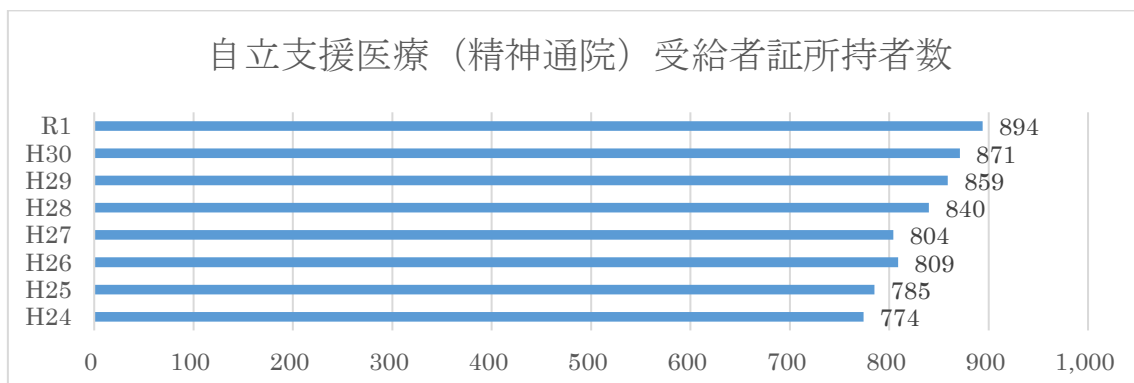
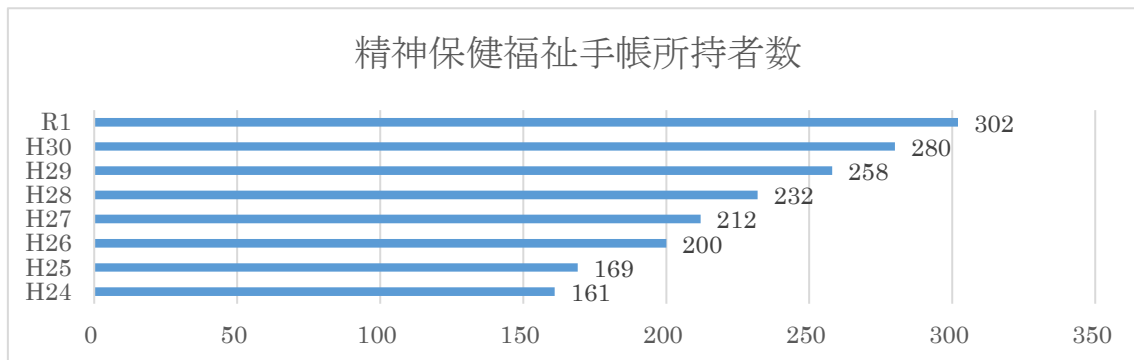
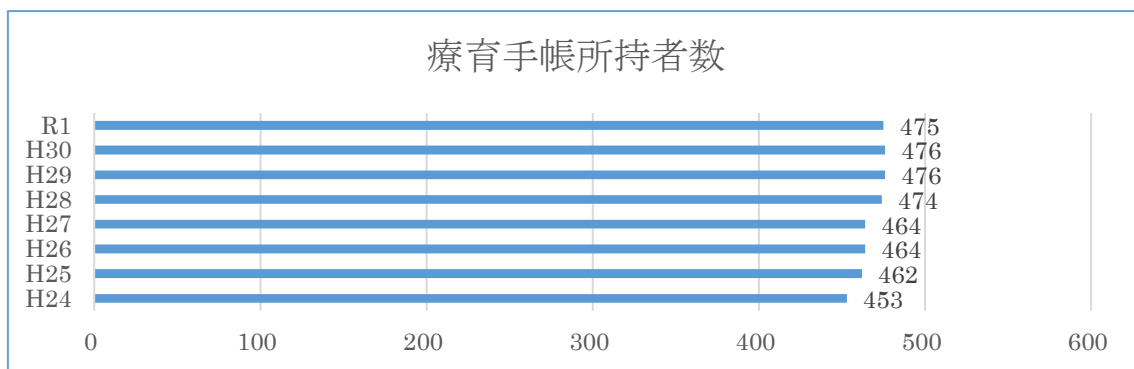
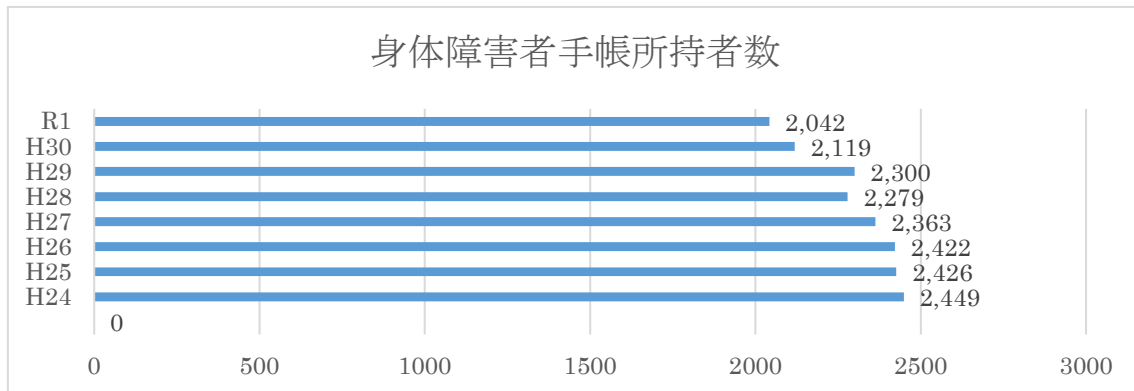
出典：住民基本台帳（各年度3月末時点）



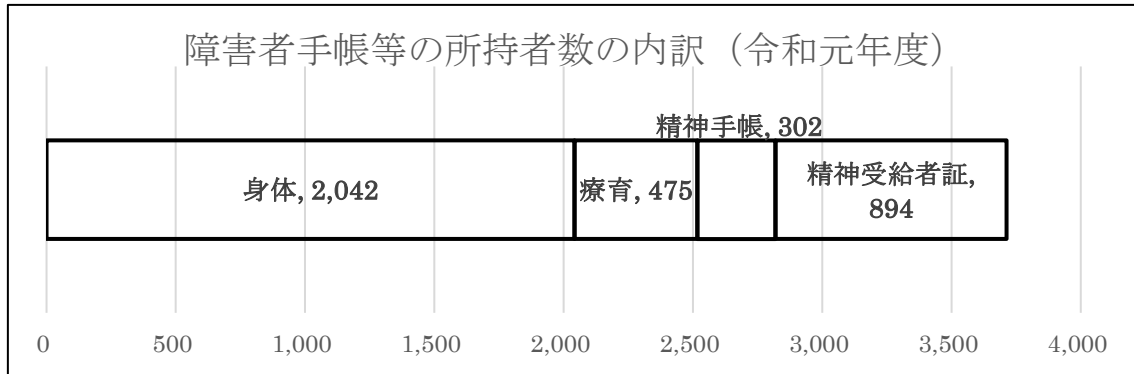
出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

2. 障害者手帳等の所持者数の状況

単位：人



出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」



出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

3. 身体障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移（人）

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
2,449	2,426	2,422	2,363	2,279	2,300	2,119	2,042

出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

(2) 身体障害者手帳所持者数の年代別の数（人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	23	23	29	25	27	26	25	24
18歳以上 65歳未満	487	466	441	407	373	357	340	326
65歳以上	1,939	1,937	1,952	1,931	1,879	1,917	1,754	1,692
計	2,449	2,426	2,422	2,363	2,279	2,300	2,119	2,042

出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

(3) 身体障害者手帳所持者数の等級別の数（人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	758	755	774	769	747	769	693	663
2級	304	296	291	275	277	273	249	232
3級	423	418	403	389	361	365	327	312
4級	638	641	633	615	597	597	570	552
5級	116	109	113	102	96	98	94	94
6級	210	207	208	213	201	198	186	189
計	2,449	2,426	2,422	2,363	2,279	2,300	2,119	2,042

出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

(4) 身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別の数 (人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚機能	155	149	158	147	144	143	138	135
聴覚平衡機能	277	264	261	267	254	252	234	239
音声言語機能	25	24	26	28	25	27	22	18
肢体不自由	1,431	1,421	1,397	1,339	1,292	1,272	1,168	1,104
内 部	561	568	580	582	564	606	557	546
計	2,449	2,426	2,422	2,363	2,279	2,300	2,119	2,042

出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

(5) 自立支援医療（更生医療）受給者証所持者数の推移（件数）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚機能	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚平衡機能	0	0	0	0	0	0	0	0
音声言語機能	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	3	1	2	0	1	1	1	1
内 部	101	126	132	138	143	121	136	131
計	104	127	134	138	144	122	137	132

長寿障がい福祉課集計

(6) 自立支援医療（育成医療）受給者証所持者数の推移（件数）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚機能	0	3	3	0	0	2
聴覚平衡機能	0	4	1	1	1	1
音声言語機能	5	4	2	3	2	5
肢体不自由	2	3	0	1	0	0
内 部	4	3	3	2	1	3
計	11	17	9	7	4	11

※市町村事業に移管された平成26年度からの数値を記載

長寿障がい福祉課集計

4. 知的障がい者の状況

(1) 療育手帳所持者数の推移 (人)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
453	462	464	464	474	476	476	475

出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

(2) 療育手帳所持者数の年代別及び障害程度別の数 (人)

	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	A	B	計	A	B	計	A	B	計	A	B	計
18歳未満	10	25	35	9	25	34	6	27	33	7	32	39
18歳以上 65歳未満	122	219	341	124	222	346	126	215	341	123	212	335
65歳以上	59	18	77	58	24	82	58	32	90	57	33	90
計	191	262	453	191	271	462	190	274	464	187	277	464

	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	A	B	計	A	B	計	A	B	計	A	B	計
18歳未満	5	35	40	6	34	40	7	37	44	6	37	43
18歳以上 65歳未満	119	217	336	119	221	340	114	219	333	107	225	332
65歳以上	62	36	98	58	38	96	57	42	99	57	43	100
計	186	288	474	183	293	476	178	298	476	170	305	475

出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

5. 精神障がい者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	33	35	49	52	53	58	59	58
2級	88	98	117	118	131	148	162	175
3級	40	36	34	42	48	52	59	69
計	161	169	200	212	232	258	280	302

出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の年代別の数 (人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	4	5	10	12	12
18歳以上 65歳未満	163	178	189	203	219
65歳以上	45	49	59	65	71
計	212	232	258	280	302

出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

※年代別所持者数が公表されている平成27年度からの数値を記載

(3) 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移（人）

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
774	785	809	804	840	859	871	894

出典：島根県立心と体の相談センター発行「業務概要」

6. 障がい児の状況

(1) 就学前の障がい児の状況

保育所等で支援を受けている児童の状況（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児 童 数	28	28	26	25	25

子ども政策課集計

(2) 就学後の障がい児の状況

①小学校における特別支援学級の児童の状況

ア. 障がいのある児童数（人・％）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全 児 童 数	1,923	1,874	1,822	1,817	1,759
特別支援学級在席児童数	48	48	55	72	79
特別支援学級在席児童割合	2.5	2.6	3.0	4.0	4.5

子ども家庭支援課集計

イ. 障がい種別児童数、特別支援学級数（人、学級）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
弱 視	2	1	1	1	1
難 聴	0	0	0	1	2
知的障がい	22	20	19	26	27
肢体不自由	1	0	1	1	1
病 弱	1	0	1	1	2
自閉症・情緒障がい	22	27	33	42	46
計	48	48	55	72	79
学 級 数	27	25	28	28	30

子ども家庭支援課集計

②中学校における特別支援学級の生徒の状況

ア. 障がいのある生徒数（人、％）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全 生 徒 数	1,073	1,073	981	966	938
特別支援学級在席児童数	29	35	31	34	34
特別支援学級在席児童割合	2.7	3.3	3.2	3.5	3.6

子ども家庭支援課集計

イ. 障がい種別生徒数、特別支援学級数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
弱 視	0	0	0	0	0
難 聴	0	0	0	1	1
知的障がい	13	18	16	17	15
肢体不自由	1	2	1	1	0
病 弱	2	3	1	0	0
自閉症・情緒障がい	13	12	13	15	17
計	29	35	31	34	33
学 級 数	16	18	16	15	13

子ども家庭支援課集計

③通級指導を受けている児童生徒の数

ア. 通級指導を受けている児童生徒の数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼 児		4	10	9	11
小 学 生	8	12	14	8	7
中 学 生	2	3	3	3	1

※幼児の通級指導は、平成28年度から実施

子ども家庭支援課集計

イ. 巡回指導を受けている児童生徒の数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小 学 生	18	19	18	27	20
中 学 生	10	9	8	13	8

子ども家庭支援課集計

(3) 市内外の特別支援学校に通学する児童生徒の状況

島根県には分教室も含め17の特別支援学校があります。雲南市からも幼稚部から高等部まで通学しており、児童生徒数は増加しています。

7. 障がい者の雇用の状況

(1) 雲南市の法定雇用率の達成状況

法定雇用率2.2%が適用される民間企業(常用労働者45.5人以上規模)20社のうち18社が達成しています。(令和元年6月1日現在)(島根労働局職業安定部職業対策課提供)

(2) 雲南圏域の障がい者雇用の状況

①ハローワーク雲南管内の障がい者の就職件数の推移

ア) 身体障がい者(件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
求職申込件数	26	24	15	22	26	27
紹介件数	38	27	26	26	13	24
就職件数	13	16	9	16	9	15

提供：ハローワーク雲南

イ) 知的障がい者(件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
求職申込件数	19	12	23	27	17	14
紹介件数	16	9	17	13	19	17
就職件数	16	8	8	13	17	13

提供：ハローワーク雲南

ウ) 精神障がい者(件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
求職申込件数	25	23	29	48	54	45
紹介件数	33	27	46	56	69	39
就職件数	11	15	26	29	37	23

提供：ハローワーク雲南

エ) その他 (件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
求職申込件数	5	7	6	5	8	6
紹介件数	5	4	6	5	12	4
就職件数	3	4	2	3	4	2

提供：ハローワーク雲南

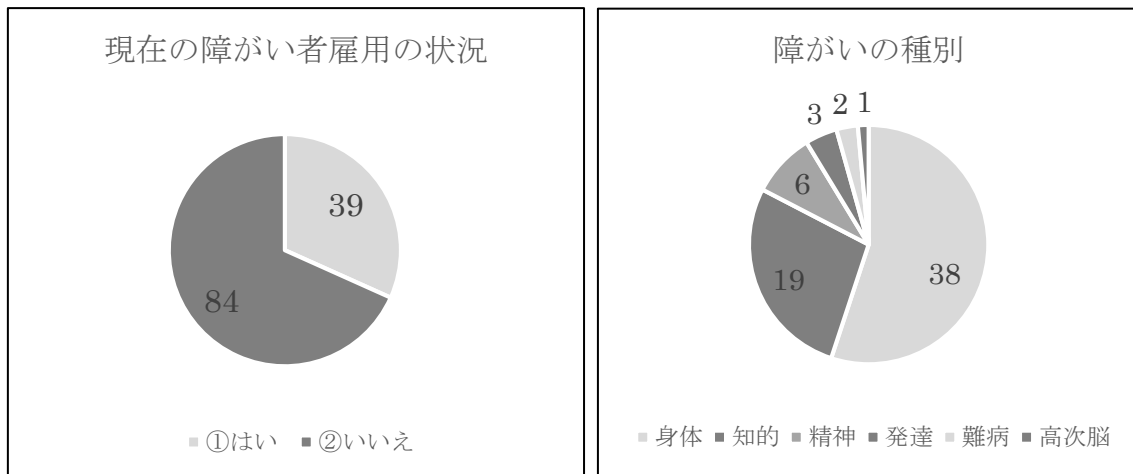
(2) 「障がい者の雇用や実習に関するアンケート調査」

以下の資料は、雲南障がい者就業・生活支援センターアーチが、企業に対する障がい者理解の促進を図り、雇用促進・職場実習先の拡大を図ることを目的として、平成28年9月に実施したアンケートの集計結果です。

雲南市内の雇用保険加入従業員数10名以上の事業所(282事業所)を対象に実施され、123事業所から回答がありました。

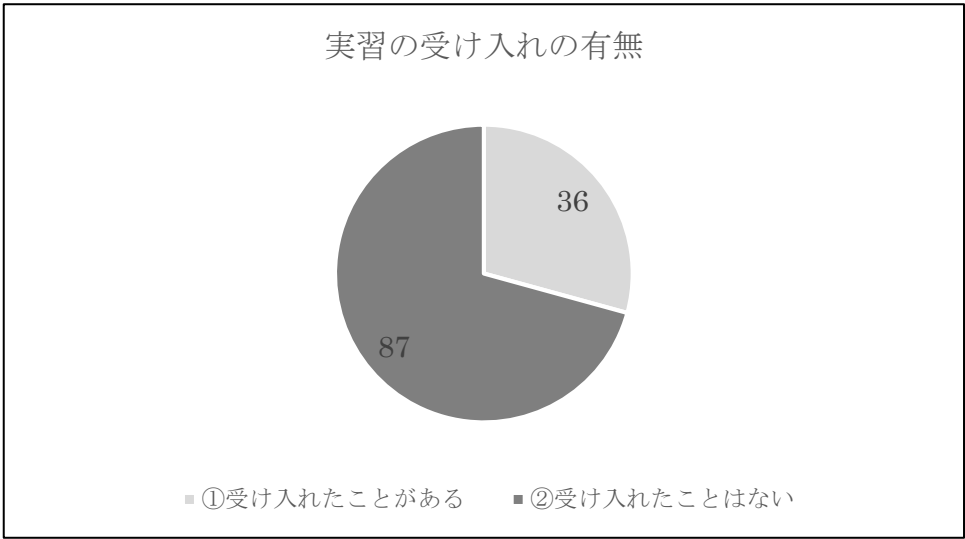
①雲南市内事業所の障がい者雇用状況について

雲南市内123事業所(雇用保険加入従業員10名以上の事業所)のうち、現在、障がい者を雇用している事業所は39事業所で、全体の31.7%となっています。また、障がいの種別は、グラフのとおりで55.1%を身体障がい者が占めています。

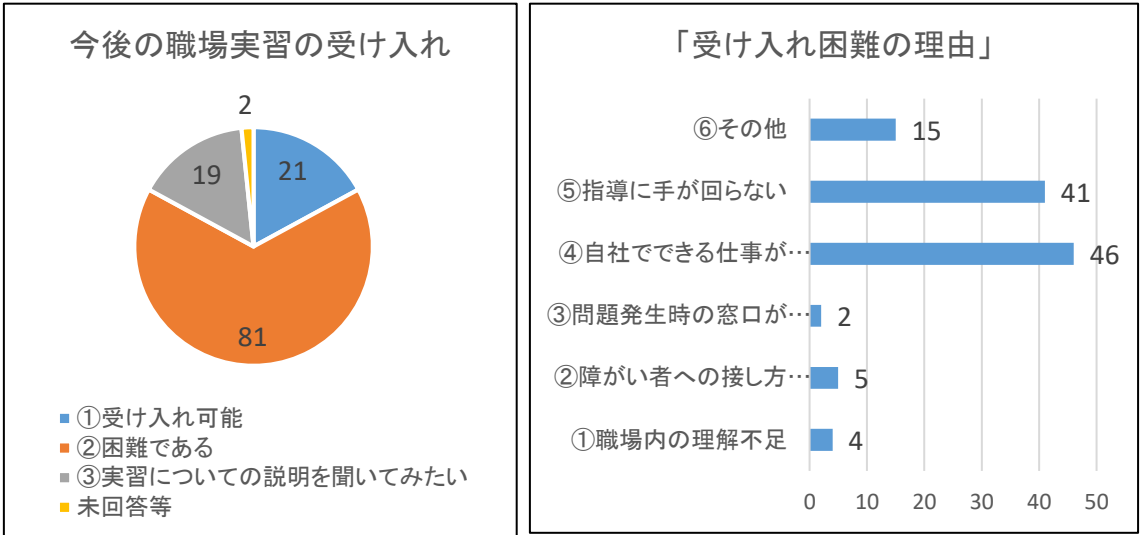


②職場実習受け入れ経験の有無について

これまでに障がい者の職場実習を受け入れたことのある事業所は、36事業所(29.3%)、受け入れたことのない事業所(無回答を含む)は87事業所(70.7%)でした。



また、今後障がい者の職場実習の受け入れが可能かどうかについては、「受け入れ可能」が21事業所（17.0%）、「実習について説明を聞きたい」が19事業所（15.4%）、「受け入れ困難」が未回答も含め83事業所（67.5%）となっています。さらに、「受け入れ困難」の理由は、「自社でできる仕事があるか分からない」が46事業所（40.7%）と一番多く、次いで、「指導に手が回らない」が41事業所（36.3%）と多かったです。



③障がい者雇用に関する助成金や支援制度の周知状況

障がい者雇用に関する助成金や支援制度の周知状況について、「知っている」が68事業所（55.3%）、「知らない」が35事業所（28.5%）、未回答は20事業所（16.3%）となっています。

第3章

雲南市障がい者計画

- ・今回は改訂しません。

1. 計画の基本理念

本計画の上位計画である「第2次雲南市総合計画」及び「雲南市総合保健福祉計画」に定めるまちづくりの基本理念に基づき、保健・医療・福祉分野の将来目標の1つを本計画の基本理念として下記のとおり設定します。

雲南市障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本理念

誰もが生涯 健康でいきいきと生きがいをもって暮らせるまち

障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指すことを基本理念とします。

上位計画の基本理念との関係

第2次雲南市総合計画の基本理念「生命と神話が息づく 新しい日本のふるさとづくり」

雲南市総合計画の分野別将来像＝雲南市総合保健福祉計画の基本理念

「ささえあい健やかに暮らせるまち（保健・医療・福祉）」

雲南市総合計画のまちづくりの将来目標＝雲南市障がい者計画の基本理念

「誰もが生涯 健康でいきいきと生きがいをもって暮らせるまち」

2. 基本方針及び施策の体系

基本理念の実現のために、雲南市総合保健福祉計画の基本施策である「障がい者（児）福祉の充実」について、以下の3つの基本事業を柱として本計画の策定をします。

基本事業：①自立と社会参加の促進・②相談体制の強化・③福祉サービスの充実

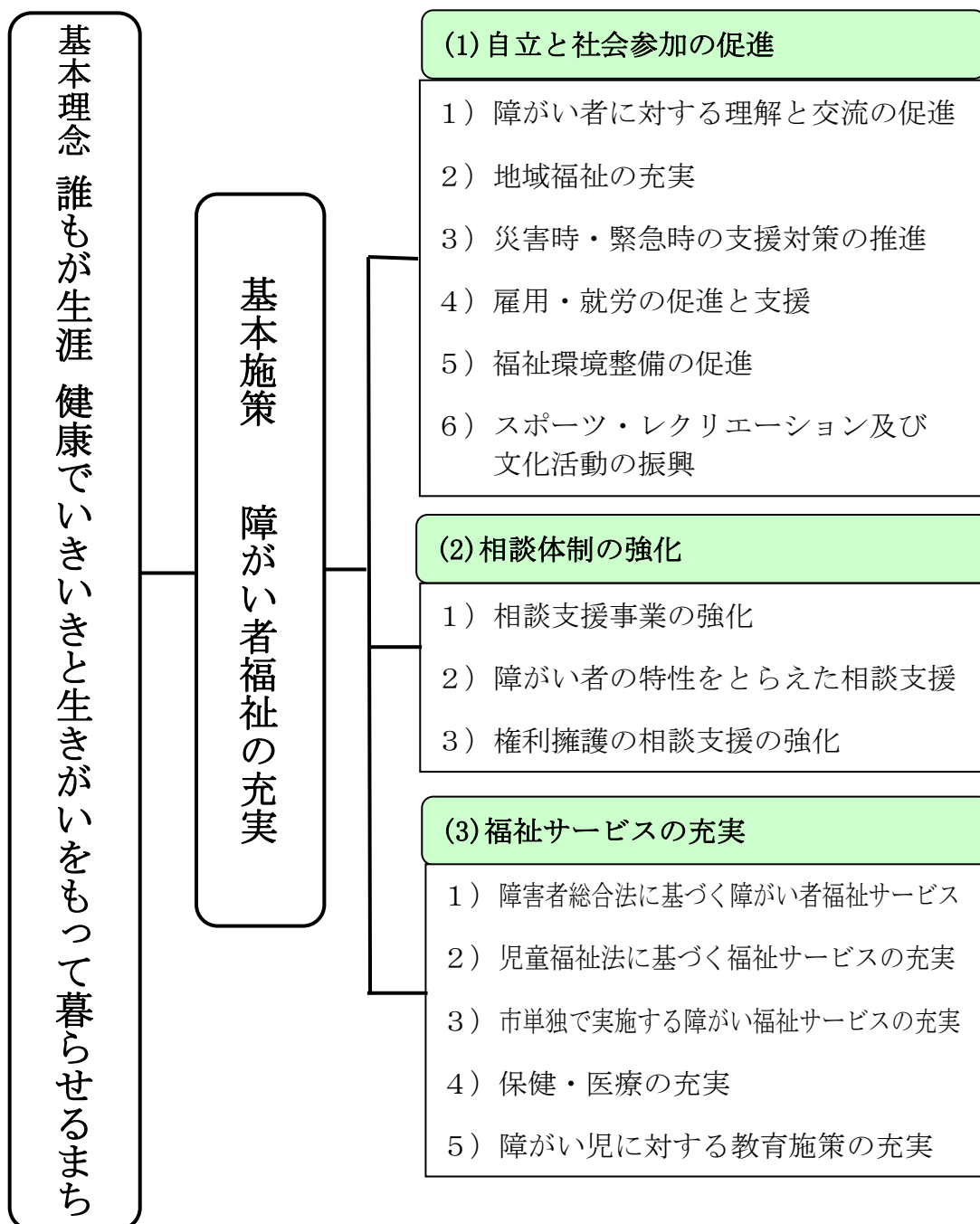
<目的実現のための基本事業の取り組みの方針>

障がいのある方への理解を深めていただくように啓発活動の充実に努め、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが自分のできる範囲で、無理なく楽しく協力しあえる地域づくりを目指します。環境整備については、新たに計画される建物や道路等はユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を進めます。障がい

者への相談支援や給付事業については、雲南圏障がい者地域総合支援協議会を柱とし、相談支援事業所やサービス事業所間の連携を強化し、障がい者のニーズに合わせた相談支援体制の充実を図ります。また、在宅生活を支えるサービスの充実、施設整備を行い、障がいのある方の社会参加の促進、地域生活の支援を行います。

<障がい者計画の体系>

【基本事業】



1 自立と社会参加の促進

(1) 障がい者に対する理解と交流の促進

【現状と課題】

福祉に対する住民の関心が高まる中、ボランティア活動や福祉関連施設での体験学習に参加される方が増加しています。しかし、障がいのある人からは、日常生活において差別や偏見、疎外感を感じることも多いという声もあります。

平成28年4月1日に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されました。この法律に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止と障がいのある人に対する合理的配慮の提供を市の責務として実施していくとともに、市民や事業者に対しても啓発していく必要があります。また、社会福祉施設において体罰等の人権侵害事例等が新聞報道されている中、障がい者の権利意識を高め、障がい者本人が自己決定できる環境を整備するとともに、障がい者の権利を守るシステムを創設していくことが求められています。

障がいのある人が地域で生活するためには、市民の理解は不可欠であり、今後も障がいのある人に対する理解を深めるための事業の実施に努める必要があります。

《みなさんの声》

- 施設づくりはもちろん大切ですが、そこに携わる人の気持ち・考え方はもっと大切だと思います。
- 私たちも勉強不足ですが、もっともっと市からも国からもいろんなアピールをしていただくとうれしいです。
- 親亡き後の身辺的なこと、精神的な支えにおいて特に心配で、親の立場になってサポートできる人材の育成が一番かなと思います。
- いろいろな福祉の情報を得るためには、当事者会や家族会に入会することが大切なことと思います。行政からも会の存在を知らせてあげてはいかがでしょうか。
- 個人情報の保護が壁となって家族会などの入会を勧誘することができません。

*《みなさんの声》は、障がいのある方、障がいのあるお子さんの保護者、障がい福祉事業所にアンケートにご協力いただき、お寄せいただいた意見を紹介しています。

【今後の取り組み】

①広報・啓発活動の推進

障がいのあるなしにかかわらず全ての人がお互いの人格や個性を尊重し合

いながら共生する社会を実現するためには、市民一人ひとりが障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念を普及させることが重要です。関係機関と連携しながら、市民の意識高揚のために「障がい者週間」等の機会を活用して広報・啓発活動を推進します。

また、障害者差別解消法に基づく障がい者への配慮について、市民に対する啓発活動を行います。

②社会教育、福祉教育の充実

小中学校等において、「障がい者に対する理解」や「人権」などをテーマとした学習や交流教育を行なうことにより、人権意識を高め、障がいや障がい者に対する理解を深める教育を積極的に推進します。

③地域での交流の場づくり

地域行事や各種活動への障がい者の参加・交流を促すため、地域住民や障がい者団体及び福祉サービス事業所等との連携を深めます。

④雲南圏域障がい者総合支援協議会の取り組みの推進

総合支援協議会に参加する相談支援事業所やサービス事業所の相談支援専門員、サービス管理者、行政機関職員の障がい者に対する支援の質的な向上を図るため、各種研修会や交流会を実施します。

<主要事業>

- ・ 広報啓発活動の充実
- ・ 学校等における福祉教育の推進
- ・ 障がい者団体の活動の支援
- ・ 地域活動支援センター事業の実施
- ・ 雲南圏域障がい者総合支援協議会の活動強化

(2) 地域福祉の充実

【現状と課題】

障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる共生社会の実現のためには、行政機関はもとより、医療・福祉・保健・教育・民間企業・地域組織等のあらゆる機関・団体が連携して取り組むことが求められています。また、地域福祉の充実を図る上での「地域づくり」は、障がいのある人も参加した協働でのまちづくりの視点が必要です。

また、近年、高齢障がい者の課題が浮き彫りになっており、高齢者福祉・介護保険関係の事業所・機関との連携を進めていく必要があります。

さらに、障がい者の地域での自立の促進や社会参加を支援するため、地域住民の様々なボランティア活動やNPO活動などのインフォーマルサービスが重要であり、障がい者のニーズに応じたボランティアを派遣できる体制づくりとともに、その資質の向上が求められています。

また、鳥取県で始まり現在では島根県でも推進している「あいサポート運動」は、「様々な障がいの特性や障がいのある方への必要な配慮を正しく理解することが、障がいのある方もない方も一緒に暮らすことのできる、あたたかい地域社会を築く第一歩」として、ちょっとした手助けを行う「あいサポーター（障がい者のサポーター）」を育成しています。雲南市でも積極的な働きかけが必要です。このあいサポート運動の一環として、平成29年度から島根県でも交付が始まった「ヘルプマーク」「ヘルプカード」についても、必要な方への周知を進めるとともに、配慮する立場の方にマーク等の趣旨を理解してもらうことで支援の輪が広がるよう啓発を進めていく必要があります。

また、視覚や聴覚に障がいがあることにより、必要な情報の享受に制約を受けている人がいます。情報は、生命や財産に関わることも多く含んでおり、正確な情報を確実に伝達する方法が模索されています。現在、雲南市では、視覚障がいのある人に対し、市報の音声訳されたテープの作成・配布を、聴覚障がいのある人に対しては手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣を行っていますが、障がいのある人が適切に情報を得ることができる手段の確保や情報のバリアに対する認識を市民全体の問題として深める必要があります。

《みなさんの声》

- 人材不足は障がい福祉に限らずどこもあります。今いる人材の育成、研修の充実も必要。
- 福祉サービスも大事ですが、障がいのある子供たちを育てる環境をもっと充実していただきたいです。他市に比べるとあまりにも少なく、保護者はいろんな面で制限されてしまいます。仕事できない状況にもなります。
- （福祉事業所では）講演会や研修会での事例発表、学生ボランティアの受け入れなどを積極的に行っています。

【今後の取り組み】

①ボランティア活動への支援・充実

地域で福祉活動を進めていくためには、市民のボランティア活動を充実させていくことが重要であり、地域自主組織（福祉部）、老人クラブ等のボランティアの自主性や自立性を尊重しつつ、ボランティア活動に参加しやすい環境の整備を行います。

また、あいサポート運動の啓発、ヘルプマークやヘルプカードの周知を進めていきます。

②地域福祉ネットワークの構築

障がい者が自立して地域で生活していくことを支援するため、雲南圏域障がい者総合支援協議会を柱とし、保健・医療・福祉・地域の連携強化による各分野からの情報集積・整理に努め、地域福祉のネットワークの構築を推進していきます。また、地域包括支援センターや介護支援専門員等との連絡会の開催や地域ケア会議への参加などにより、障がい者福祉と高齢者福祉の連携を図っていきます。地域福祉のネットワークと市の関係部局の連携を強化し、障がい者やその家族の思いや意見を地域づくりや施策に反映します。

③情報提供の充実

本人の希望や個別の状態及びニーズにあった情報提供及び支援をすることにより、地域生活の充実及び施設から地域生活への移行を推進します。インターネットや最新機器を利用した情報提供についても進めていきます。

また、地域生活へ移行した人が継続して地域で生活できるように、障害者総合支援法に基づく地域定着支援サービスの利用を促進し、常時の連絡体制や緊急対応体制の充実を図ります。

<主要事業>

- ・ボランティア活動への支援、普及、育成
- ・地域福祉ネットワークの構築
- ・福祉サービス、行政情報等の情報提供の充実
- ・地域活動支援センター事業の実施
- ・コミュニケーション支援事業の実施
- ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの実施

(3) 災害時・緊急時の支援対策の推進

【現状と課題】

障がい者は「見えない」「聞こえない」「動けない」「混乱しやすい」などの障がい特性があることにより、犯罪からの回避や災害に対する備えが十分にできない状況があります。特に、災害時における避難情報については、視覚障がいや聴覚障がいのある人は、テレビやラジオからの情報に制限を受けます。また、避難勧告等のサイレンについても認識できない場合があります。避難情報の周知徹底は、障がい者にとって生命に関わる大きな問題です。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心・安全に生活することができるよ

う、災害が起こった時には、障がい特性に配慮した情報伝達を行い、避難支援、避難所の確保や避難所での合理的配慮、福祉・医療サービスの提供ができるよう、関係機関や地域住民が一体となった綿密な連絡体制の構築に努め、災害時等の支援体制を充実していく必要があります。

《みなさんの声》

- 緊急対応、夜間・休日対応の充実を望みます。(相談支援、ショートステイなど)
- 避難所内の設備や備品などは、障がい者に配慮し充実させてほしいです。
- 避難所への誘導を希望します。
- 災害時でも投薬や治療が受けられる体制を整えてほしいです。
- 自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい障がい者もあり、緊急時にその支援が受けられるか心配です。
- 障がい者自身が危険をどこまで感じ取れるか分からず、避難(外出)が難しいです。

【今後の取り組み】

①防災・防犯意識の高揚と対策の推進

平成28年に相模原市の障害者支援施設で多数の障がい者が犠牲となった事件を教訓に、見守りや声かけなど地域での協力体制と、市や警察、障がい者団体、福祉事業所等が連携することで、犯罪被害や消費者トラブルの防止と早期発見に努めます。また、福祉事業所への不審者侵入対策の実施を促します。

さらに、防災・防犯知識の普及に努め、障がい者自身の参加による防災・防犯訓練の実施を促進します。

②緊急通報システムの設置促進

緊急通報システム設置に係る補助制度の周知を行い、システムが必要な世帯への設置の拡大を図ります。

③災害時の避難支援

災害時の避難に支援が必要な人については、災害時の避難行動要支援者名簿への登録を促進し、災害時には迅速な避難支援や救助ができるよう、市と地域で情報の共有と連携を行なう体制整備を進めます。また、原発事故を想定した広域的な避難支援に係るマニュアル等の作成の検討を行ないます。

④災害時の情報・連絡体制の整備

視覚障がい者・聴覚障がい者等の要支援者への避難誘導が確実にできるよ

う情報連絡体制の充実を図るとともに、避難所等におけるコミュニケーション支援の体制を整備します。

⑤避難・救助体制の充実

避難所では、障がい特性に配慮した合理的配慮ができるよう、避難所の運営体制の整備を進めます。福祉避難所は、市が福祉施設等と協定を締結し設置していますが、今後はその設置数を拡大するとともに、受入れ方法や物資の確保など具体的な支援体制について整備を進めていきます。

また、地域住民による防災・防犯ネットワークの整備を促進し、安否確認など地域住民が障がい者等を見守るとともに、避難経路の周知や福祉避難所における生活支援を推進する体制づくりに努めます。また、避難所等での集団生活でのストレスに対する心のケアの対応も検討します。

<主要事業>

- ・災害時の避難・救助体制等の充実
- ・災害時・緊急時の障がい特性に配慮した情報伝達方法の検討
- ・災害時要援護者避難支援事業（登録者推進と個別支援計画の策定）
- ・悪質商法などの被害を防止する情報提供
- ・緊急通報システム助成事業

（４）雇用・就労の促進と支援

【現状と課題】

障がい者雇用率が適用される企業の障がい者雇用数は近年増加傾向にありますが、更に障がい者の雇用の確保を図る必要があります。

一方、法定雇用率制度が障がい者の雇用の場の確保、職域の拡大に大きく寄与しており、平成30年4月からの精神障がい者の雇用義務化に伴い、民間企業の法定雇用率が現行の2.0%から2.2%に引き上げられ、令和3年4月までに、更に2.3%まで上がることも決まっており、精神障がい者、発達障がい者の増加により新規求職申込件数は近年増加傾向にあります。

これらのことから、障がい者雇用率制度、改正障害者雇用促進法の障がい者を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務等のさらなる周知・啓発による障がい者の雇用の場の拡大とともに、障がい者の能力・特性に応じた職域の拡大や多様な働き方など、障がい者の働きやすい環境の一層の整備が必要です。

また、障がい者の就労や定着を促進するためには、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である障害者就業・生活支援センターのとの連携を図り、就業面だけでなく、生活面を含めた総合的な支援が必要です。

《みなさんの声》

- 就労はしていないが、自治会の役員など地域の中で自分の役割を持っています。
- 仕事探しから就職、職場での定着までの総合的な相談支援が必要です。
- 自立して働いて欲しいが、支援は受けられる環境を整えて欲しいです。
- 就労のための訓練や体験の充実が必要です。
- 職場での障がい者理解をすすめて欲しいです。
- 就労の可能性は個人差が大きいので、雇う方も雇われる方も視野を広く持つこと必要ではないでしょうか。
- 現状人員不足や業務量過多で、障がいのある職員を受け入れる心理的余裕が現場にありません。
- 実習の受け入れはできても、実際の雇用はできない企業もあります。

【今後の取り組み】

①一般就労への支援及び職場定着の支援

雲南障がい者就業・生活支援センター「アーチ」が中心となり、ハローワーク雲南、雲南市、雲南無料職業紹介所、就労継続事業所など関係機関が連携を図り、公共機関での実習等に積極的に取り組み、就職や職場定着支援を支援します。また、特別支援学校等との連携を図り本人ニーズを重視した支援をしていきます。

②雇用の確保と雇用主への理解・協力の働きかけ

障がい者の能力や特性に応じた雇用の確保を図るため、雇用主へ理解と協力が得られるように働きかけます。

企業への就職については、事業主に対して障がい者の社会的自立に大きな意義を持つ雇用について理解を促すとともに、法定雇用率制度や障がい者雇用納付金制度などの周知を図り雇用を促進します。

③福祉的就労の支援

訓練等給付施設など福祉的就労施設の整備、公共施設を利用した取組み等の検討を行う際、ニーズの把握、事業所、県等との連携を図りながら進めてまいります。また、障がい者就労継続支援事業所における商品開発力の向上や販売先の開拓などによる工賃増額のための取組みに対する支援が必要で、島根県障がい者就労事業振興センターや農福連携協議会との連携も重要です。さらに、障がい者を多数雇用する事業所や障がい福祉施設等における庁用物品としての調達、各種行事や大会等における記念品としての活用なども含め積

極的な発注を図ります。

<主要事業>

- ・雇用促進啓発活動の推進
- ・障がい者就労支援施設等に対する官公需の発注促進
- ・就労移行支援事業・就労継続支援事業の推進
- ・地域活動支援センター（Ⅲ型）事業の実施
- ・公務部門における障がい者の雇用、実習受け入れの推進
- ・雲南障がい者就業・生活支援センター「アーチ」との連携

（５）福祉環境整備の促進

【現状と課題】

障がいのある人が社会で生活する上で、段差などにより、行くことができない場所があります。障がいのある人が安心して快適に暮らせる生活環境は障がいのない人と同様の権利条件が保障されていることが前提となります。

「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」などにより、バリアフリーの認識も深まってきておりますが、今後、更にバリアフリーを推進するためには、関係機関との連携を図りつつ、官民一体となって取り組んでいく必要があります。

障がいのある人に暮らしやすい住宅環境を提供できるよう、身体障がい者を中心として住宅改造助成事業を引き続き継続させていく必要があります。地域生活移行に伴うグループホームの整備については、市単独の補助事業も実施し、第４期障害福祉計画に基づき一定の整備を図りましたが、さらなる整備と公営住宅や空き家の活用を含めた住まいの確保について検討を進めていく必要があります。

また、公共交通では、市民バスの車両更新時に、手すり設置や段差が少なく低床化されたバスを導入する、バスストップ待合所整備の際にスロープを設置する等、市民バスのバリアフリー化を進めてきました。誰もが安全で快適に利用できる市民バスとなるよう今後もバリアフリー化を進めていく他、通院等の利便性に配慮したバス運行等のソフト面を含め、改善に向けて検討する必要があります。

《みなさんの声》

- 公の施設ではトイレ等の改善は必須。
- 市民バスの本数が少ないしバス停まで距離がある等で使いづらいです。
- 障がい者でもアパート等で一人暮らしがしたいです。
- イベントなどのにぎやかな場所や外出時の施設などに、小部屋（休憩所）があるといいです。今はクールダウンする場所がなく退出するしかあり

【今後の取り組み】

①バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及・啓発

障がいの有無にかかわらず、誰もが安全で、快適に生活できる社会づくりのために、雲南市住宅マスタープラン（雲南市住生活基本計画）との整合性を保ちながらバリアフリーやユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。

②施設の整備・改善

障がいのある人をはじめ、すべての人が気軽に利用できるように、交流センター等の公共施設における障がい者用駐車場の整備、施設の出入り口の段差解消や多目的トイレの設置等、施設の整備・改善に努めます。

③道路の安全かつ快適な利用のための整備の推進

歩きやすい歩道の整備事業を推進することにより、歩道の拡幅や段差の解消、階段のスロープ化、視覚障がい者用の点字ブロックや音声付信号機等を設置し、障がい者をはじめすべての歩行者が安全かつ快適に歩道が利用できるよう努めます。また、分かりやすい道路標識や表示に努めます。

④居住施設の確保

住まいの整備・確保に向け、居住サポート事業・あんしん賃貸支援事業など、民間・公営住宅への入居支援事業の導入を検討します。グループホーム整備に対する補助事業の実施を継続し、グループホームの整備を促進します。また、障がい者の市営住宅への入居について、優先的に利用できるように入居選考の際に配慮します。

⑤住宅改造のための相談及び補助

安全で快適な住環境での生活を支援するため、相談事業の充実により住宅改造を必要とする障がい者への相談体制の整備を進めるとともに、改造に必要な経費の補助を行います。

⑥公共交通の充実

市民バス再編計画に基づき、市民バス車両の更新時に手すりの設置や段差の少ない車両の導入、バス待合環境の改善により市民バスのバリアフリー化を進めます。通院等の利便性に配慮し、運行ルートや発着時刻等の運行表の改善も検討します。バスやタクシー等の利用料の助成事業は、利用状況等を検証しながら必要に応じて制度を見直すとともに、制度の周知を図ります。

<主要事業>

- ・人にやさしいまちづくりの啓発広報活動
- ・公共・民間施設のバリアフリーに配慮した整備等の促進
- ・点字ブロックなど歩行空間の改善整備
- ・福祉マップの充実
- ・居住サポート事業、あんしん賃貸支援事業の実施
- ・グループホーム建設の支援
- ・市営住宅入居選考における優先的配慮の実施
- ・住宅改造における支援
- ・市民バスの利便性向上
- ・福祉タクシー料金助成事業とバス・タクシー利用料金助成事業の充実

(6) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の振興

【現状と課題】

障がいのある人のスポーツ教室・スポーツ大会などを開催するとともに、体育館等の公共施設のバリアフリー化を進めて障がい者スポーツの推進を図ります。

今後、スポーツ活動だけでなく文化活動への支援を行っていく必要があります。スポーツ指導員などの育成や障がいのある人に対してスポーツ・芸術等文化活動の情報提供を行い、参加しやすい環境づくりを行うことも必要です。

《みなさんの声》

- 市外の学校に通っている為、地域の子供たちとの交流場所が少ないので増やしてほしいです。イベントなどを通して関わるとよいと思います。
- スポーツイベントなどは参加者が固定化してしまうことがあります。もっと広く参加を呼び掛けてはどうでしょうか。(学校など)
- 福祉事業所で行うイベントには地域や学校などからボランティアの方も多く参加していただいています。
- 主催する団体が高齢化や会員の減少により運営が難しくなりつつあります。

【今後の取り組み】

①広報啓発活動の充実

文化活動や余暇活動及びスポーツ等の社会参加を促進するため、広報やホームページを活用して情報提供に努めます。

②誰もが気軽に参加できる活動の充実

障がいのある人もない人も、ともに文化活動や余暇活動及びスポーツ等を楽しむことができるよう機会の充実に努めるとともに、参加しやすい内容の検討や交通手段の確保について検討します。

＜主要事業＞

- ・障がい者スポーツ活動の振興
- ・芸術文化活動の推進
- ・文化・スポーツ・レクリエーション活動指導員等の養成
- ・移動支援事業の充実

2 相談体制の強化

(1) 相談支援事業の強化

【現状と課題】

共生社会の実現を目標とした地域づくりは、障がい者総合支援協議会を中心に展開すること、特に相談支援事業については事業実施者である行政と実践主体である相談支援事業所の2者関係ではなく、当事者や地域住民、その他関係機関を含めた協議会で行われることが、その中立性・公平性を担保する上で重要であるとされます。

平成22年12月、障害者自立支援法等の改正により、法令上に障害者地域自立支援協議会設置の根拠が設けられました。また、平成24年4月から基幹相談支援センターの市町村設置やサービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大するなど、国の相談支援強化の方向性が示されました。

雲南市では、平成24年11月、1市2町による雲南圏域障がい者地域自立支援協議会を設置、平成29年には雲南圏域障がい者総合支援協議会へと名称変更して活動しています。さらに、基幹相談支援センターを委託し、市内相談支援事業所の中核的な存在になっています。相談支援事業所が少しずつ整備される中、計画相談作成を通じて、利用者主体の相談支援が徐々に行われている状況です。今後は、当事者を含めて関係事業者や関係機関と協議し、相談事業のあり方や体制についてさらなる強化を図る必要があります。

市の相談窓口として、従来の委託相談支援事業所3か所の他に、平成25年度より地域の相談拠点として新たに3事業所への委託、平成27年にはさらに1事業所への委託を行い、雲南市内の障がい者相談支援事業体制を強化してきました。

【今後の取り組み】

①相談支援事業の質の向上

障がい者のニーズに沿ったサービス利用計画が作成できるよう、雲南市基

幹相談支援センターを中心とした研修、ケース検討会等を行い、相談支援事業の質の向上を図ります。また、雲南市基幹相談支援センターをアドバイザーとして、日々の円滑なケース対応に努めます。

②相談支援事業所とサービス事業者間の連携強化

障がい者総合支援協議会雲南市地域部会において、雲南市基幹相談支援センターを中心に、委託相談支援事業所、指定相談支援事業所及びサービス事業所間の連携強化を図るとともに、身近な地域資源の活用が行えるように情報の共有化を図ります。

③子どもの障がいに関する相談支援

子どもの障がいに関しては、健康福祉部側の障がい者総合支援協議会雲南市地域部会と教育委員会側の特別支援連携協議会の連携を強化し、一体的な相談支援の拡充を行います。乳幼児健診や発達クリニックでの相談体制の充実や、保育所、幼稚園、学校、障がい児の通所サービス事業所や島根県東部発達障害者支援センターウィッシュ等の相談支援の連携の強化を図ります。

また、これまで実施してきた療育支援事業を継続させるとともに、法改正により創設された児童発達支援、保育所等訪問支援を包括的に実施できる障がい児発達支援センターの設置を検討します。

<主要事業>

- ・相談支援事業の充実
- ・障がい児発達支援センターの設置の検討

(2) 障がい者の特性をとらえた相談支援

【現状と課題】

平成22年12月の法律改正で、発達障がいや高次脳機能障がいが、平成25年4月の法律改正により難病も障害者総合支援法の給付対象とすることが明文化されました。これらの障がいに対する市民の理解はまだ不十分な状況ですが、特別支援教育の進展や島根県東部発達障害者支援センターウィッシュの活動等により発達障がいに対する支援者の理解が少しずつ進んでいます。また、高次脳機能障がいについても、県の委託事業として雲南広域福祉会により取り組みがなされており、行政関係機関や事業所で少しずつ理解が広がりつつあるところです。さらに、難病については、雲南保健所を中心として難病専門相談や当事者会が開催され、少しずつ周知がなされているところです。しかしながら、専門的な相談支援が行える体制は不十分であり、圏域外の専門機関等との連携の強化を図る必要があります。

また、精神障がいの増加やひきこもり、自死の現状等、心の健康問題に関する相談支援体制の充実も求められています。

《みなさんの声》

●家庭全体に支援が必要となる困難ケースが増加しているように思います。

【今後の取り組み】

①発達障がいや高次脳機能障がい、難病等の相談支援

発達障がいや高次脳機能障がい、難病等について理解を深めるとともに、その特性を踏まえた相談支援のあり方について、専門機関と連携を取りながら対応していきます。

②精神保健福祉活動の相談支援体制の充実

早期に必要な医療・福祉サービスが受けられるよう医療機関と福祉機関の連携を強化し、増加する精神疾患や精神障がいなど多様化する心の健康問題に関する相談支援体制の充実を図ります。

<主要事業>

- ・発達障がいや高次脳機能障がいに対する専門機関等との連携
- ・精神保健福祉活動の推進

(3) 権利擁護の相談支援体制の強化

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して自分らしく生活するため、権利擁護の相談体制の整備を行っています。雲南市社会福祉協議会が運営している雲南市権利擁護センターでは、日常生活自立支援事業や、法人後見事業などにより障がい等の理由で判断能力が不十分な方の相談や金銭管理等の支援をされているところです。今後も、障がいのある方やその家族の高齢化等により、日常生活自立支援事業や成年後見制度の需要の増加が見込まれています。平成28年5月には成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が施行され、地域の関係機関による権利擁護支援ネットワークの構築が求められています。

また、全国的には、施設職員や家族からの虐待や人権侵害の事件が跡を絶たない状況から、平成24年10月に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が施行され、本市においても虐待防止センターを設置しました。県内でも施設の職員による利用者へのセクハ

ラ事件や障がい者に対する詐欺的な事件等が起きています。虐待防止センター設置以降、本市に寄せられる障がい者虐待通報件数は年数件程度に留まっていますが、通報に至らず潜在している虐待事例は多数あると考えられ、虐待の早期発見・早期対応、未然防止の推進のため、市民・関係機関への普及啓発、相談体制の充実が必要です。

本市では、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことを受け、総合支援協議会の作業部会（権利擁護）で普及啓発用パンフレットの作成を行い、平成29年度から障がい者や関係機関に配布し、周知を図ってきました。障害者差別解消法では、地域における障がい者差別に関する相談等について情報共有し、差別を解消するための取り組みを行う地域協議会を組織できるとされており、権利擁護に関する意識向上と差別解消に関する相談体制の整備のため、地域協議会の設置に向けた検討が必要です。

《みなさんの声》

- 親の立場で書かせていただくと、親亡き後の身辺的なこと、精神的な支えにおいて特に心配で、親の立場になってサポートできる人材の育成が一番かなと思います。
- 親（支援者）が高齢化や亡くなる等で支援者がいなくなります。成年後見人制度もだれでも使えるわけではありません。

【今後の取り組み】

①権利擁護事業の連携強化

日常生活自立支援事業や法人後見事業を実施している雲南市権利擁護センターとの連携を強化し、制度の普及啓発や支援が必要な方への制度の利用促進を図ります。また、日常的に障がい者の相談に応じている相談支援事業所とも連携して権利擁護の相談支援体制の充実を図ります。成年後見制度の申立てを行う親族がない場合は、市長による申立てを検討します。低所得者に対して制度利用にかかる費用（報酬）の助成を行います。また、成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定や権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けて取り組みます。

②障がい者虐待防止の取り組み

関係機関と虐待防止に関する協力体制を構築し、また、関係機関向けに定期的に虐待防止に関する研修会や学習会を実施することで、虐待の早期発見、未然防止に努めます。市民向けには市報やホームページ等で啓発を行い、虐待通報相談窓口（雲南市虐待防止センター）の周知を行います。虐待事案への対応は、作成したマニュアルに沿って迅速かつ適切な対応を行い、必要に応じて島

根県虐待対応専門職チームの助言を受けます。

③障害者差別解消支援地域協議会の設置

権利擁護に関する意識向上と差別解消に関する相談体制の整備のため、相談に関する情報の共有や差別解消の取り組みを推進する地域協議会を設置します。また、地域協議会が有効に機能するよう仕組みづくりを行います。

<主要事業>

- ・権利擁護事業の普及啓発・利用促進
- ・権利擁護の相談支援体制の整備・強化
- ・法人後見事業・日常生活自立支援事業（社協事業）の推進
- ・成年後見制度利用支援事業の実施
- ・虐待防止に関する関係機関との協力体制の構築
- ・虐待防止に関する普及啓発
- ・障害者差別解消支援地域協議会の設置

3 福祉サービスの充実

(1) 障害者総合支援法に基づく福祉サービスの充実

【現状と課題】

雲南市においても障がい者の高齢化・単身化等が進み、障がい者が必要とするサービスが複雑化しています。しかし「障がいがあっても地域の中で暮らし続けたい」という地域生活重視の志向は年々高まりつつあり、給付費が年々大きく伸びています。また、平成27年度から全ての利用者が計画相談支援の対象となったことで、障がいのある人にとって真に必要なサービスを適正に支給決定することにつながりました。その一方で、重症心身障がい児・者や医療的ケアが必要な障がい児・者のサービス利用環境についてはまだまだ十分ではありません。また、福祉事業所の人材確保、育成によるサービスの質の向上も求められています。

《みなさんの声》

- 市内に（障がい児が使える）ショートステイがあるといいです。
- 人材不足は（障がい福祉に限らず）どこもあるので、今いる人材の育成、研修の充実も必要だと思います。
- 家族にも障がい者が複数いて、一人でみています。とっても大変なのですが、今、デイサービスで風呂に入れてもらえ、ショートステイも利用できて大変に助かっております。
- 雲南市は山間部なので、福祉事業所への通所は送迎（交通手段）が重要だが、宅地が点在しているので大変です。すべてをカバーできません。
- 夜間支援のあるグループホームが不足しています。今は短期入所を頼ったり、市外のグループホームを探したりして対応しています。

【今後の取り組み】

①在宅福祉サービスの充実

地域の実情に応じた在宅の障がい者の日中活動や就労継続支援の場の確保につとめます。特に、訓練等給付（就労継続支援 A 型・B 型、就労移行支援、就労定着支援）の充実により、工賃・賃金の向上につとめます。

そして、高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けられるように、介護保険制度と障害福祉制度との共生型のサービスが始まります。

②地域生活への移行と定着の促進

障がい者の高齢化、重度化および介護者の高齢化が進む中で、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築していくことが求められています。施設入所やグループホームから一人暮らしを希望する人を対象とした自立生活援助のサービスが新たに始まります。

<主要事業>

- ・ 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス
- ・ 介護給付・訓練等給付
- ・ 自立支援医療

(2) 児童福祉法に基づく福祉サービスの充実

【現状と課題】

平成 24 年、障害者自立支援法改正により児童デイサービスが廃止され、障

が、い児の福祉サービスは児童福祉法に基づく、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、発達支援事業に再編されました。雲南市でも放課後等デイサービス事業所が増え、利用する障がい児は増えています。障がいや発達に課題のある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要ですが、課題をかかえたまま成人期以降に様々な課題に直面して、医療や福祉につながるという例がみられます。

また、重度の障がいにより医療的ケアを必要とする子どものサービス事業所や保育所、幼稚園等の利用や受け入れが課題となっており、必要な支援や体制について検討し、環境整備に向けて取り組む必要があります。

《みなさんの声》

- 本人が少しでも楽しく過ごせるよう、行政の支援をもっと手厚くしてほしいです。
- 障がい児のサービス等の迎えの時間が 17:00 までだと不便さを感じます。延長でもよいので考慮していただくと助かります。

【今後の取り組み】

① 児童通所支援の充実

障がいや発達に課題のある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要です。早期発見、早期対応の適切な入口となり、適切な療育を受けられる体制を図ります。

また、医療的ケアの必要な子どもの放課後等デイサービスなどの通所の場の利用について、必要な支援や体制について検討し、環境整備に向けて取り組みます。

② 障がい児保育等の充実

医療的ケアを必要とする子どもの保育所、幼稚園の利用について、必要な支援や体制について検討し、環境整備に向けて関係機関との連携を図ります。

< 主要事業 >

- ・ 療育支援事業の継続
- ・ 児童通所支援（放課後等デイサービス、児童発達支援事業、保育所等訪問支援）の実施
- ・ 医療的ケアの必要な子どもが利用できる場の整備の検討

（3）市単独で実施する障がい者福祉サービスの充実

【現状と課題】

雲南圏域障がい者総合支援協議会の各部会や運営委員会の議論で、公共交通の不便さなど、特に障がい者の移動の手段について困っているケースが多く報告されています。

障がい者の移動手段については、市民バスを含めた公共交通、福祉交通の充実が求められています。特に、通院のための移動支援、市外の特別支援学校への通学支援への要望が多く寄せられています。

【今後の取り組み】

①障がい者の移動支援の充実

障がい者の移動支援サービスには、バス・タクシー等利用料金助成事業、福祉タクシー利用料金助成事業、視覚障がい者タクシー利用料金助成事業などがあり、継続して実施していきます。

また、市外の特別支援学校への通学支援について、市内外の福祉事業所に働きかけて利用が増えるようにつとめます。

②難病患者等の交流会等参加の支援

難病の当事者会、家族会が県内外での交流会等に参加する際に交通費助成を行います。

③その他単独事業の継続、拡充

その他、市単独事業として実施しているストマ用装具購入費助成、重度障害者等介護手当を実施します。

<主要事業>

- ・障がい福祉サービス、地域生活支援事業の実施
- ・法人後見事業・日常生活自立支援事業（社協事業）の推進
- ・移動補助用具支援事業の実施
- ・福祉タクシー利用料金助成事業の実施
- ・視覚障がい者タクシー利用料金助成事業の実施
- ・ストマ用装具購入費助成事業の実施
- ・重度障害者等介護手当支給事業の実施
- ・高齢者・障がい者の市民バス優待回数券制度（タクシー助成）の実施

（４）保健・医療の充実

【現状と課題】

現在、赤ちゃん訪問や乳幼児健診により発達チェックを行うことで障がいの早期発見に努めています。また、必要に応じて、発達クリニックや専門医、

障がい児発達支援事業所、発達障害支援センター等の専門機関と連携して障がい児と家族への支援をしています。今後ますます保育所や幼稚園、またその後の就学以降においても教育委員会等との連携を強化し、切れ目のない障がい児への支援体制を整備する必要があります。そのためには、雲南圏域障がい者総合支援協議会と雲南市特別支援連携協議会との連携を図る必要があります。

障がいに関連して行われる医療は、医療費が多くかかり、自己負担額も多くなる傾向があることから、福祉医療費助成や重度障害児等医療費助成は引き続き実施していく必要があります。さらに、急激な社会環境の変化や雇用情勢の悪化により、近年、うつなどの病気や自殺が増加傾向にあることから、気軽に相談できる場を確保し、その予防を図っていくことが必要です。

また、住民の精神障がいに対する偏見は未だに大きく、このことが、精神障がい者の病状回復や良好な状態の維持を妨げることにもつながることから、精神障がいに関する正しい知識の普及に努め、偏見をとり除く心のバリアフリー化が必要です。加えて、精神疾患は他の疾病と同様に、早期発見・早期治療が有効であることから、この普及啓発も促進していく必要があります。

一方で、地域で生活するために、いつでも受け入れてもらえる救急医療の確保、特に雲南市立病院の精神科外来をはじめ医療対策の充実が叫ばれています。

介護保険や障害者総合支援法の対象外となる難病施策については、保健所と連携し難病相談会などの情報収集に努め、日常生活用具の給付事業、短期入所事業等を継続して実施する必要があります。

《みなさんの声》

- 障がい者福祉と介護保険、医療との連携について難しい面が多々あるが、今後ますます連携が必要とされる。
- 乳幼児の早期支援は充実してきたが、保護者の教育が不十分ではないか。周りの情報に振り回される保護者も少なくない。正しい情報を伝えることと、相談窓口の明確化が重要だ。

【今後の取り組み】

①妊産婦・乳幼児保健の充実

妊産婦、乳幼児に対する相談窓口の充実、各種健康診査で疾病や障がいの早期発見につとめ、早期支援・治療につなげます。

また、医療的ケア児への支援として保育園や幼稚園と連携し、在宅で安心して暮らしていける体制づくりを検討します。

②医療費助成事業等の充実

障がいのある方の医療費助成事業等の継続及び充実を図り、安心して医療が受けられる体制整備につとめます。また、精神障がい者、透析患者等の通院交通費助成を継続し充実を図ります。

③精神保健福祉活動の推進

精神障がいに対する正しい理解の促進を図るとともに、多様化する心の健康問題、それに伴うひきこもりの問題に関する、相談体制と相談後の支援体制の充実につとめます。

<主要事業>

- ・障がいの早期発見・早期支援
- ・精神障害者通院医療費・通院交通費助成事業の実施
- ・重度障害児等医療費助成事業の実施
- ・人工透析患者通院費支給事業の実施
- ・精神保健福祉活動の推進
- ・障がい者が安心して保健・医療サービスを受けられる体制整備の充実
- ・自立支援医療費支給事業の実施

(5) 障がい児に対する教育施策の充実

【現状と課題】

障がいのある児童の教育を更に充実するためには、学校、教育委員会と医療・福祉関係機関等が情報交換を図り、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した計画的な教育・療育の推進を行っていく必要があります。平成27年4月、雲南市内に出雲養護学校雲南分教室の開設により、高等部における教育機会の選択肢が増えました。

また、LD（学習障がい）やAD/HD（注意欠陥/多動性障がい）、自閉症などの発達障がいの診断を受け、福祉サービスを利用する児童は、年々増加しています。雲南市でも、教育委員会において、特別支援教育専門の指導主事を配置するとともに、雲南市特別支援連携協議会を立ち上げ、各種専門機関や市長部局間の連携推進に努めています。また、発達障がいをはじめとした障がいのある幼児児童生徒に対する支援員及び介助員を配置したり、LD教室を開催するなど、支援体制の整備を図っています。

《みなさんの声》

- 雲南市に出雲養護学校雲南分教室がありますが、なぜ高等部だけなのでしょう。小学部・中学部がないことで、保護者が仕事をやめたり、転職しなければ松江や出雲の養護学校に行かせてやれないという現状ということを知りました。
- できるだけ市内の保育所や幼稚園、小中学校に通わせてやりたい。病気や障がいがあっても通えるようにしてほしいです。
- 特別支援学校への通学が福祉サービスで利用できるとうれしいです。交通費は全額支給されても、そのほかの経費（1日往復で100キロ以上走るの）がかかるし、時間・体力的にも余裕がありません。

【今後の取り組み】

①障がい児教育施策の充実

子ども政策局に相談窓口である「子ども家庭支援センターすワン」を設置したり、LDの児童たちのための学習教室を開催するなど、支援体制の整備を図ります。関係機関との連携を緊密にし、就学前から切れ目のない支援をつなげる体制を整えます。

夏休みなどの長期休暇中には、障がい福祉サービスを利用して活動支援をしていきます。

<主要事業>

- ・特別支援教育の推進
- ・通級指導教室の充実
- ・放課後等デイサービス、日中一時支援の充実

第 4 章

雲南市障がい福祉計画・障がい児福祉計画

- ・今回は改訂する計画です。
- ・令和3年度から5年度までの3年かの目標を定めています。

第6期障害福祉計画策定に係る国の基本指針

障害福祉計画に盛り込むべき事項

★数値目標設定等のポイント（令和5年度末における達成目標）

- ①福祉施設入所者の地域生活への移行
地域生活移行者数、施設入所者数（削減数）
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
市における協議の場の開催回数、参加者数、目標設定及び評価の実施回数
- ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実
機能充実に向けた検証及び検討の実施回数
- ④福祉施設から一般就労への移行等
福祉施設利用者の一般就労への移行者数、うち、就労移行支援事業、就労継続支援A・B型事業、就労定着支援事業の利用者数、就労定着支援事業所の定着率
- ⑤障がい児支援の提供体制の整備等
児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援の利用できる体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための市関係機関の協議の場の設置
- ⑥相談支援体制の充実・強化等
総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化に向けた取組
- ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（参考）第6期国基本指針と雲南市計画との対比

目標項目	基準時点	国基本指針	雲南市目標	備考
施設入所者の地域生活への移行				
地域生活移行者の増加	令和2年3月末	施設入所者の6%以上	5人	R2.3.31_施設入所者_77人
施設入所者の削減	令和2年3月末	施設入所者の1.6%以上	75人	
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築				
協議の場の設置		全ての圏域・市町村の設置済	有	

	開催回数			1回	
	参加者数			12人	
	目標設定及び評価の実施回数			1回	
地域生活支援拠点等が有する機能の充実					
	機能充実に向けた検証及び検討の実施回数		市町村または圏域に1か所以上確保し、年1回以上運用状況を検証、検討	1回	
福祉施設から一般就労への移行等					
	一般就労への移行者数の増加	令和元年度	1.27倍以上	7人	令和元年度移行者 _4人
	就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数の増加	令和元年度	1.30倍以上	4人	令和元年度移行者 _3人
	就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数の増加	令和元年度	概ね1.26倍以上	1人	令和元年度移行者 _0人
	就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数の増加	令和元年度	概ね1.23倍以上	2人	令和元年度移行者 _1人
	就労定着支援事業の利用者数の増加		一般就労へ移行した者のうち7割が就労定着支援事業を利用	70%	

	就労定着支援事業の就労定着率の向上		就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	70%	
障がい児支援の提供体制の整備等					
	児童発達支援センターの設置		市町村に少なくとも1か所以上	1か所以上	
	保育所等訪問支援の利用できる体制の構築		市町村において体制の構築	1か所以上	
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保		市町村に少なくとも1か所以上	1か所以上	
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保		市町村に少なくとも1か所以上	3か所以上	
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		県、圏域、市町村に協議の場を設置し、コーディネーターを配置	有	
相談支援体制の充実・強化等					
	総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談体制の強化に向けた取組		市町村または圏域において実施体制の確保	有	
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築					
	障害福祉サービス等の質の向上		県、市町村において取組を実施する体制の構築	有	

1. 第6期障がい福祉計画の策定に向けて（基本指針）

（1）障がい福祉計画について（第1期～第5期）

第1期計画は、基本指針に則して市内のサービス提供者の新サービス体系への移行割合を念頭に置き、平成23年度の数値目標及びサービス見込み量に至る中間段階としての位置付けにより計画を立てました。

第2期計画では、国の基本指針と第1期計画期間の実績（平成18年～平成20年度）を基に、平成23年度の数値目標及びサービス見込み量を修正しました。

第3期計画では、第2期計画の実績（平成21年～平成23年度）を基に、「調整法」の影響を加味し、「国の数値目標の設定」方針を踏まえ、平成26年度までの数値目標及びサービス見込み量を設定しました。

第4期計画では、第3期計画の実績（平成24年～平成26年度）を基に、「国の数値目標の設定」方針を踏まえ、平成29年度までの数値目標及びサービス見込み量を設定しました。

第5期計画では、第4期計画の実績（平成27年～平成29年度）を基に、「国の数値目標の設定」方針を踏まえ、平成32年度までの数値目標及びサービス見込み量を設定しました。

今回、第6期計画では、第4期、第5期計画の実績（平成27年～令和元年度）を基に、「国の数値目標の設定」方針を踏まえ、令和5年度までの数値目標及びサービス見込み量を設定します。

第6期障がい福祉計画策定の基本的な考え方

第5期の進捗状況の分析・評価を基に、第6期計画における課題の整理を行い、必要となるサービス基盤整備を見込みます。

- 数値目標の考え方は基本的には第6期の策定にあたって変更はありません。（但し、国の目標設定の変更により新たに設定した数値目標、削除した数値目標があります。）
- 第5期の分析・検討を踏まえて目標値・サービス見込み量を適正に補正（上方・下方）するとともに、必要となるニーズを踏まえてサービス量を見込みます。

機械的に数値目標やサービス見込み量を定めるのではなく、第5期の実績や障がい者のニーズ等を踏まえ適切に見込みます

2. 令和5年度における達成目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

第5期計画では、地域生活移行者数目標値8人に対し令和2年3月末実績値は1人で、目標値より7名少ない実績となりました。

今回、国の第6期計画基本指針では、令和2年3月末時点を基準とし、施設入所者の6%以上が地域生活に移行するという目標値が示されています。

雲南市の令和2年3月末時点の施設入所者は77人でした。

国の指針に即し、地域生活移行者数5人を目標値として設定します。

《施設入所者の削減》

第5期計画では、施設入所者削減数目標値2人に対し令和2年3月末実績値は10人で、目標値より8名多い実績となりました。

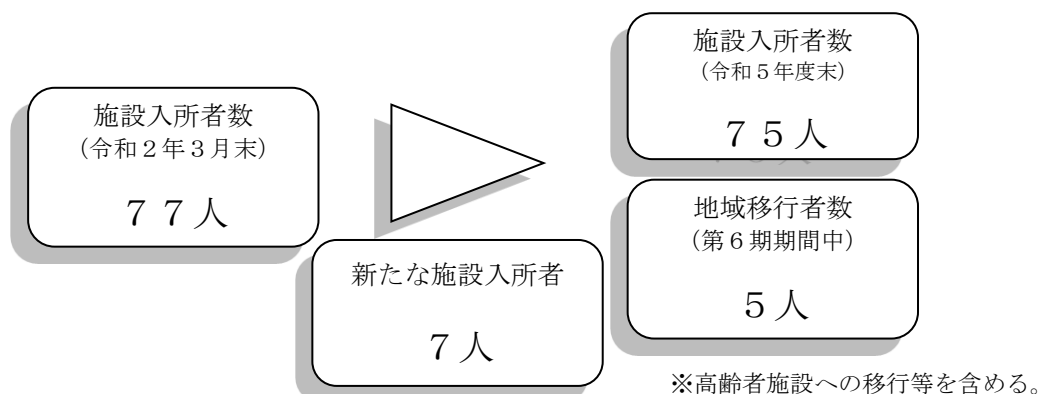
今回、国の第6期計画基本指針では、令和2年3月末時点を基準とし、施設入所者の1.6%以上を削減するという目標値が示されています。

雲南市の令和2年3月末時点の施設入所者は77人でした。

国の指針に即し、施設入所者削減数2人を目標値として設定します。

第6期計画においても、引き継ぎ地域における居住の場の確保に努め、自立訓練等の推進により、施設入所などから地域生活への移行を進めていきます。

項 目	目 標	考 え 方
基準年の施設入所者数	77人	令和2年3月末入所者数
目標年度入所者数	75人	令和5年3月末入所者数 (新規入所見込者数7人)
【目標値】 地域生活移行者数	5人	施設入所からグループホーム等、地域生活へ移行した者の数(77人の6%超)
【目標値】 施設入所者削減数	2人	差引減少見込み者数(77人の1.6%超減)



地域生活移行とは、施設入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、公営住宅、一般住宅へ移すこと。(家庭復帰を含む)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。

これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

項 目	目 標	考 え 方
保健・医療・福祉関係者による協議の場(精神)の設置	全ての圏域・市町村に設置	設置

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和2年度末までに地域生活支援拠点等を面的な体制で整備し、令和3年度より事業を開始することとしています。

事業開始後も、その機能の充実のため、総合支援協議会等の場を用いて、関係機関等が参画して運用状況を検証及び検討します。

○地域生活支援拠点等の整備に当たって求められる機能

- ・相談(地域移行、親元からの自立等)
- ・体験の機会・場(一人暮らし、グループホーム等)
- ・緊急時の受入れ・対応(ショートステイの利便性・対応力向上等)
- ・専門性(人材の確保・養成、連携等)
- ・地域の体制づくり(サービス拠点、コーディネーターの配置等)

○地域生活支援拠点等の整備方法の検討

- *地域生活支援拠点(各地域内で上記の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点として整備)
- *面的な体制(地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制として整備)

項 目	目 標	考 え 方
【目標値】 機能充実に向けた検証及び検討の実施回数	年1回以上運用状況を 検証、検討	年1回以上開催

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

第5期計画では、目標値の設定に際し、国の基本指針に基づく12人(平成28年度実績の1.5倍)は現状から困難と判断し、地域事情を考慮して10人(7割倍程度)を目標値として設定しましたが、令和元年度の実績値は4人となっています。うち、就労移行支援事業の利用者数は、令和2年度末の目標値を8人と設定していましたが、令和元年度の実績値は3人でした。

今回、国の第6期計画基本指針では、令和元年度の実績を基準として、令和5年度中の一般就労移行者数を1.27以上とする目標値が示され、就労移行支援事業1.30倍以上、就労継続支援A型事業1.26倍以上、就労継続支援B型事業1.23倍以上とされています。

また、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とされています。

さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることされています。

雲南市の令和元年度中一般就労移行者数は4人で、うち、就労移行支援事業利用者3人、就労継続支援A型事業利用者0人、就労継続支援B型事業利用者1人となっています。

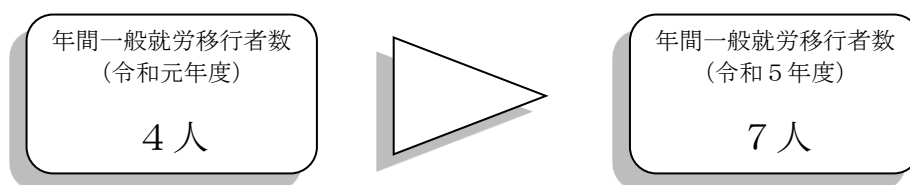
国の指針に基づき、一般就労移行者数を7人で、うち、就労移行支援事業利用者4人、就労継続支援A型事業利用者1人、就労継続支援B型事業利用者2人を目標値として設定します。

また、就労定着支援事業については、その事業所が市内1か所にとどまるうえ、当該対象者が限定的なため目標を立てにくい状況にあります。国の指針に基づき、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合を7割、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上を目標値として設定します。

今後、企業への障がい者雇用の理解を得るための職場実習や就労移行支援事業、就労定着支援事業の推進を図り、就労の場の確保に努めていきます。

項目	実績/目標	考え方
令和元年度 一般就労移行者数	4人	令和元年度において福祉施設から一般就労した者の数
就労移行支援事業 利用者数	3人	

就労継続支援A型 事業利用者数	0人	
就労継続支援B型 事業利用者数	1人	
【目標値】令和5年度 一般就労移行者数	7人	令和5年度において福祉施設から 一般就労する者の数 令和元年度実績（4人）の 1.27倍以上
就労移行支援事業 利用者数	4人	令和元年度実績（3人）の 1.30倍以上
就労継続支援A型 事業利用者数	1人	令和元年度実績（0人）の 1.26倍以上
就労継続支援B型 事業利用者数	2人	令和元年度実績（1人）の 1.23倍以上
就労定着支援事業 利用者の割合	70%	国基本指針に基づく
【目標値】令和5年度 就労定着率が8割以上 の就労定着支援事業 所の割合	70%	国基本指針に基づく



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要となります。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫し

た支援を提供する体制の構築を図ります。

児童発達支援センターに関しては、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援を行う相談支援事業所等と連携して、児童発達支援センターと同等の機能を有する体制の整備を図ります。

項 目	目 標	考 え 方
【目標値】 児童発達支援センター	1 か所以上	体制を整備
【目標値】 保育所等訪問支援	1 か所以上	
【目標値】 児童発達支援事業所	1 か所以上	
【目標値】 放課後等デイサービス	3 か所以上	
【目標値】 医療的ケア児のための協議の場の設置	有	保健所で行われる会議への参画 ケース毎に関係者協議
【目標値】 医療的ケア児のためのコーディネーターの配置	有	県の養成研修を修了した職員の配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障がい者等、とりわけ、重度の障がい者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。また、相談支援事業者等は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要です。

相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等重層的な仕組みが構築されています。これら地域における相談支援体制の検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行います。

項 目	目 標	考 え 方
【目標値】 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	有	基幹相談支援センターの役割りとして実施

【目標値】地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	70件	基幹相談支援センターから相談支援事業所への訪問等による専門的な指導・助言
【目標値】地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	90件	基幹相談支援センターから相談支援事業所への専門的な指導・助言、研修会等
【目標値】地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	70回	相談支援連絡会、高障連携会議、地域部会、ワーキング等

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化する中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているかの検証を行います。

また、自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取組をはじめ、事業所の適正な運営が図られるよう努めます。

項 目	目 標	考 え 方
【目標値】県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加	5人	相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者スキルアップ研修、障害区分認定調査員研修、障がい者虐待防止・権利擁護研修、医療的ケア児等コーディネーター養成研修
【目標値】障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の共有	1回	

★施設整備等計画表

施設区分	単位	令和2年9月末 施設整備状況	令和6年3月末 施設整備目標	増減
【日中活動系】				
生活介護	人	140	140	0
就労移行支援	人	6	6	0
就労継続支援A型	人	15	35	20
就労継続支援B型	人	184	189	5
短期入所	人	8	10	2
地域活動支援センター Ⅰ型	人	20	20	0
地域活動支援センター Ⅱ型	人	0	0	0
地域活動支援センター Ⅲ型	人	30	30	0
【居住系】				
共同生活援助（グループホーム）	人	85	90	5
施設入所支援	人	57	57	0
【児サービス】				
児童発達支援センター	か所	0	1	1
児童発達支援	か所	1	1	0
放課後等デイサービス	か所	3	3	0
【相談支援】				
基幹相談支援センター	か所	1	1	0
指定相談支援事業所	か所	8	8	0
委託相談支援事業者	か所	7	7	0
【地域生活支援拠点】				
地域生活支援拠点		0	面的整備	1
【障がい者虐待防止センター】				
障がい者虐待防止センター	か所	1	1	0

3. 障害福祉サービス等における見込量及び確保のための方策

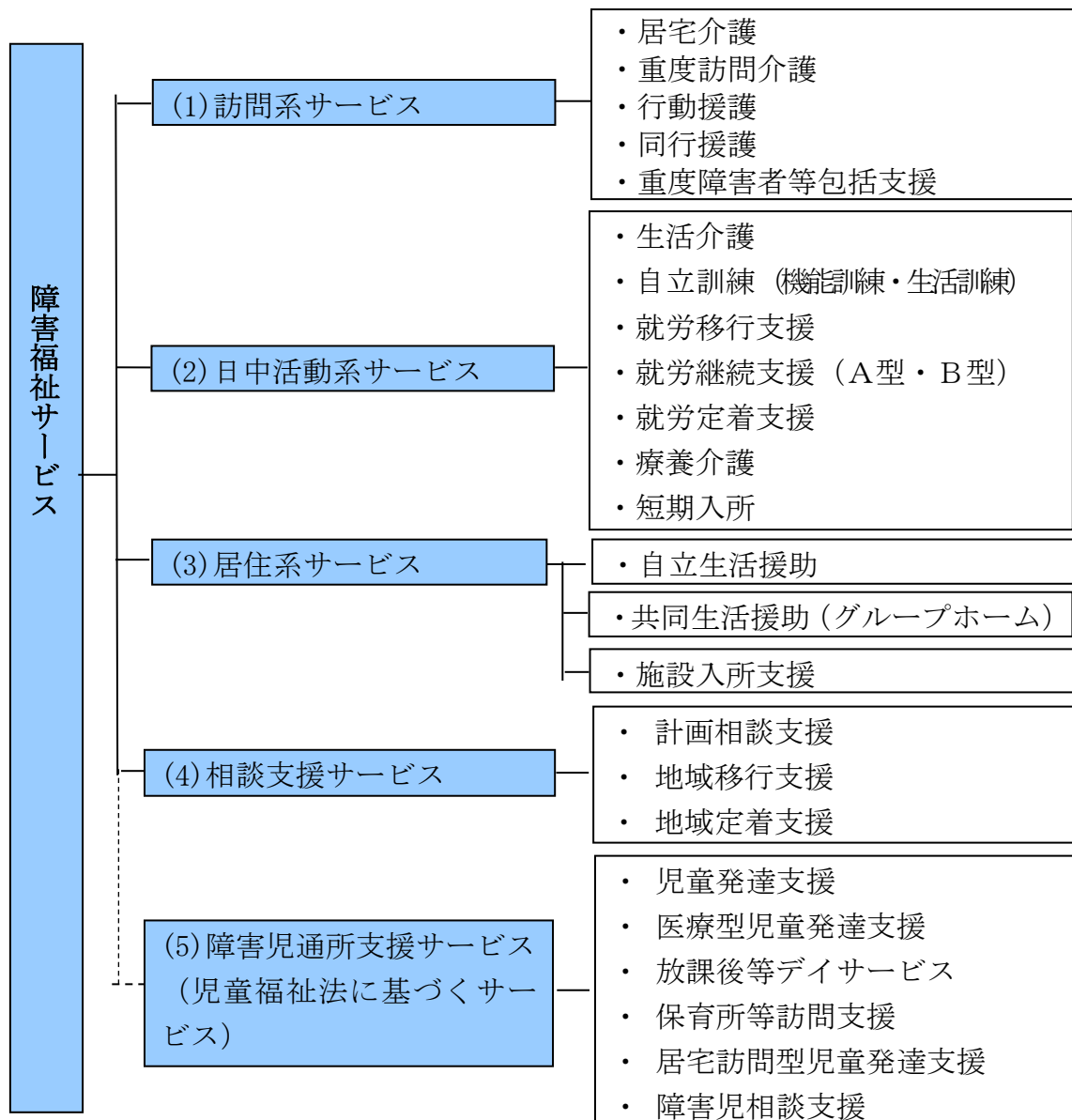
障害福祉サービスは居宅における生活支援のためのサービス（訪問系サービス）、日中活動を支援するためのサービス（日中活動系サービス）、夜間の居住を支援するためのサービス（居住系サービス）、相談支援のサービス（相談支援サービス）の4つの機能に分類されます。

障がい福祉計画では、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めます。

数値目標に関する考え方は、第5期計画を踏襲します。サービス見込み量は平成30年度～令和元年度の実績を分析し、目標数値を補正しています。

なお、児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスについて、第5期計画との整合性を踏まえ、本計画と一体的に見込量等を設定することとします。

<障害福祉サービス等の体系>



(1) 訪問系サービス

種 類	サービスの概要
居宅介護	障がい者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施
重度訪問介護	重い障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施するほか、外出時における移動介護を実施
行動援護	行動が著しく困難な知的・精神障がい者の行動援護、外出時の移動介護等を実施
同行援護	視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な支援を実施するほか、あわせて身体介護が必要な場合には外出時の移動介助等を実施
重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障がい者に、居宅介護その他複数の幅広いサービスを組み合わせた包括的な支援を実施

①評価・課題

第4期計画当初から、利用量はほぼ変わっていませんが、介護保険サービスと併用するための利用が増えています。そのため、障がい福祉関係者だけでなくケアマネージャーや介護保険事業所等とも連携を取ることが必要不可欠となっています。

②サービス利用実績

項目	単位		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
居宅介護 重度訪問介護	人分	計画値	100	103	105	112	115
		実績値	111	94	96	97	99
行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間分	計画値	950	980	1,000	1,120	1,150
		実績値	969	964	842	901	888

③確保のための方策

- 必要なサービスが適切に利用できるよう相談支援事業を充実させます。
- サービス提供事業者へ専門的人材の確保、研修実施でのサービスの質の向上を働きかけます。
- 重度訪問介護や重度障害者等包括支援の重度障がい者に対するサービス事業の参入を促進します。

- 雲南圏域障がい者総合支援協議会雲南市地域部会等の中でサービス提供事業者との連絡会を開催しサービスの需給関係等の把握に努めます。

④第6期計画の目標値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	人分	103	105	107
行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	時間分	927	945	963

<サービス量の見込み方>

- ・平成27年度～令和元年度の利用実績をもとに目標値を見込みます。
- ・令和元年度実績より2人分ずつの増加を見込み、1人当たり9時間で算出しています。

(2) 日中活動系サービス

種類	サービスの概要
生活介護	障がい者に、入浴、排せつ、食事等の介護を実施するとともに、創作的活動等の機会を提供 夜間の施設入所支援と合わせた支援も可能
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者への身体機能の回復等に必要なりハビリテーションや訓練等を実施 夜間の施設入所支援と合わせた支援も可能（期間は18か月を標準とする）
自立訓練（生活訓練）	知的・精神障がい者の生活能力の向上等に必要訓練等を実施 夜間の施設入所支援と合わせた支援も可能（期間は24か月（長期入院・入所していた場合は36か月）を標準とする）
就労移行支援	一般企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障がい者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を実施 夜間の施設入所支援と合わせた支援も可能（期間は24か月を標準とする）

就労継続支援A型 (雇用契約あり)	一般企業等への就労が困難な障がい者（雇用契約に基づく就労が可能な65歳未満の障がい者）に、就労の機会や生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施
就労継続支援B型 (雇用契約なし)	一般企業等への就労が困難な障がい者に、就労の機会や生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、企業や関係機関等との連絡調整や必要な指導・助言等を実施
療養介護	病院等において、医療と常時介護を要する障がい者への医療的ケアや介護等を実施
短期入所	介護者が病気等で不在の場合において、一時的入所による介護等を実施

①評価・課題

障がい者の就労機会や訓練の場として、就労継続支援の利用がすすんでいますが、就労継続支援A型が雲南圏域に1事業所しかないため、新規開設が望まれています。

短期入所については、求められる支援が多様であり（夜間の支援、医療的ケア等）、市外の事業所も利用しながら支援しています。

②サービス利用実績

項目	単位		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
生活介護	人日分	計画値	2,880	3,060	3,240	3,420	3,510
		実績値	2,604	2,985	3,384	3,125	3,142
	人分	計画値	160	170	180	190	195
		実績値	159	162	175	169	172
自立訓練（機能訓練）	人日分	計画値	20	20	20	10	10
		実績値	20	28	20	20	4
	人分	計画値	2	2	2	2	2
		実績値	2	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日分	計画値	75	90	105	30	30
		実績値	18	1	2	39	37
	人分	計画値	5	6	7	2	2
		実績値	1	1	1	2	2

就労移行支援	人日分	計画値	90	120	150	150	180
		実績値	136	79	107	108	84
	人分	計画値	6	8	10	10	12
		実績値	7	4	6	6	4
就労継続支援（A型）	人日分	計画値	252	306	360	540	576
		実績値	371	427	440	338	373
	人分	計画値	14	17	20	30	32
		実績値	22	23	23	18	18
就労継続支援（B型）	人日分	計画値	3,330	3,330	3,330	3,515	3,608
		実績値	3,272	3,266	3,397	3,222	3,135
	人分	計画値	180	180	180	190	195
		実績値	182	180	179	178	175
就労定着支援	人日分	計画値	—	—	—	—	—
		実績値	—	—	—	0	37
	人分	計画値	—	—	—	3	5
		実績値	—	—	—	0	5
療養介護	人分	計画値	19	19	19	17	17
		実績値	19	17	17	17	17
短期入所（福祉型）	人日分	計画値	225	225	225	270	270
		実績値	139	163	207	225	199
	人分	計画値	25	25	25	30	30
		実績値	22	21	24	24	23

人日分＝「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」

人分＝「月間の利用人数」

③確保のための方策

- 施設入所から円滑な地域移行の促進を図るために、生活介護などの日中活動系サービスの充実を促進します。
- 就労移行支援、就労継続支援の訓練等給付については雲南障がい者就業・生活支援センターアーチ等との連携により福祉就労から一般就労へつながるように就労支援強化を図ります。
- 市内で利用できる短期入所施設は3か所の8名分のみであり供給量は絶対的に不足しており、遠方施設の利用となっている状況です。緊急時の一時的な保護のニーズへの対応にも苦慮していることから短期入所サービス提供事業所が整備されるよう検討します。
- 三障がいすべてに対応したサービスを行っている事業所はほとんどない状況

で、どの障がいを扱うかは事業所の経営方針に委ねられています。障がい種別に関係なくサービス提供が図られるよう事業所へ働きかけます。

- 施設から地域生活に移行するための自立訓練など中間的なサービスを提供できるよう促進します。
- 重複障がい者や退院が可能な精神障がい者、高次脳機能障がい者などの専門的なサービス提供の場の確保が求められています。
- 就労継続支援B型から雇用契約に基づく就労の機会を提供する就労継続支援A型へのサービス種別の移行を促進します。

④第6期計画の目標値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日分	3, 204	3, 258	3, 312
	人分	178	181	184
自立訓練(機能訓練)	人日分	40	40	40
	人分	2	2	2
自立訓練(生活訓練)	人日分	60	60	60
	人分	3	3	3
就労移行支援	人日分	120	140	160
	人分	6	7	8
就労継続支援(A型)	人日分	504	567	630
	人分	24	27	30
就労継続支援(B型)	人日分	3, 222	3, 258	3, 294
	人分	179	181	183
就労定着支援	人日分	56	64	72
	人分	7	8	9
療養介護	人分	18	18	18
短期入所(福祉型)	人日分	261	288	315
	人分	29	32	35

人日分＝「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」

人分＝「月間の利用人数」

<サービス量の見込み方>

- ・平成27年度～令和元年度の利用実績をもとに目標値を見込みます。
- ・生活介護は、令和元年度実績より3人分ずつの増加を見込み、1人当たり1月18日で算出しています。
- ・自立訓練(機能訓練)は、市外事業所での利用となっており、引き続き令和元年度実績の2人分を見込み、1人当たり1月20日で算出しています。

- ・自立訓練（生活訓練）は、地域移行者を見込んで令和元年度実績より1人分多い3人分を見込み、1人当たり1月20日で算出しています。
- ・就労移行支援は、令和元年度実績より1人分ずつの増加を見込み、1人当たり1月20日で算出しています。
- ・就労継続支援（A型）は、市外事業所の利用もあっており、令和元年度実績より3人分ずつの増加を見込み、1人当たり1月21日で算出しています。
- ・就労継続支援（B型）は、令和元年度実績より2人分ずつの増加を見込み、1人当たり1月18日で算出しています。
- ・就労定着支援は、令和元年度実績より1人分ずつの増加を見込み、1人当たり1月8日で算出しています。
- ・療養介護は、市外事業所での利用となっており、令和元年度実績より1人分多い18名を見込んでいます。
- ・短期入所は、令和元年度実績より3人分ずつの増加を見込み、1人当たり1月9日で算出しています。

（3）居住系サービス

種 類	サービスの概要
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から1人暮らしへの移行を希望する人等を対象に、定期的な巡回訪問等により必要な支援を実施
共同生活援助 （外部サービス型）	障がい者が共同生活を行う住居において、日常生活上の援助等を実施
共同生活援助 （介護サービス包括型）	障がい者が共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助等を実施
施設入所支援	施設において、夜間の入浴、排せつ、食事の介助等を実施

①評価・課題

共同生活援助（グループホーム）の利用実績はほぼ横ばいですが、夜間支援のある介護サービス包括型の利用希望に対して施設が不足しているのが実情です。

施設入所支援も大きな変動はありませんが、入所者の高齢化や医療的ケアの対応など課題があります。

②サービス利用実績

項目	単位		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
自立生活援助	人分	計画値	—	—	—	8	8
		実績値	—	—	—	0	0

共同生活援助	人分	計画値	132	138	144	115	118
		実績値	117	106	105	108	107
施設入所支援	人分	計画値	87	86	85	88	87
		実績値	85	87	86	85	79

③確保のための方策

- 共同生活援助について、今後地域生活移行が進む中で絶対的な需要があり、より一層の整備が求められます。

④第6期計画の目標値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人分	1	1	1
共同生活援助		113	116	119
施設入所支援		79	78	77

<サービス量の見込み方>

- ・自立生活援助は、必要な事業ではありますが、現在市内に事業所がなく利用実績もない状況にあることから最小値にて目標設定しています。
- ・共同生活援助は、令和元年度実績より3人分ずつの増加を見込んでいます。
- ・施設入所支援は、入所者の地域生活移行の目標値等を勘案して目標設定しています。

(4) 相談支援サービス

種類	サービスの概要
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え課題の解決や適切なサービス利用のために、相談支援を実施するとともに、サービスの利用計画を作成し、定期的なモニタリングを実施
地域移行支援	障がい者施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者が地域生活に移行するための活動に関する相談とその支援を実施（支給開始から6か月以内）
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者で、地域生活が不安定な障がい者へ常時の連絡体制を確保し、地域定着のための相談支援を実施（支給開始から1年以内）

①評価・課題

すべてのサービス利用者に計画相談支援を行い、支給決定時のケアマネジメントやモニタリングを積極的に行いました。

地域移行支援の利用はほぼ横ばいで、地域定着支援の利用は増加傾向にあります。研修会に積極的に参加し、よりよいサービスが提供できるように努めました。

②サービス利用実績

項目	単位		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
計画相談支援	人分	計画値	115	115	115	195	197
		実績値	194	194	149	155	161
地域移行支援	人分	計画値	4	4	4	5	5
		実績値	1	0	0	0	1
地域定着支援	人分	計画値	5	5	5	10	10
		実績値	8	8	8	10	15

③確保のための方策

- 相談支援体制のさらなる充実を図ります。
- 地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続できるよう、常時の相談支援体制を確保します。

④第6期計画の目標値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人分	175	182	189
地域移行支援		3	4	5
地域定着支援		17	18	19

<サービス量の見込み方>

- ・平成27年度～令和元年度の利用実績をもとに目標値を見込みます。
- ・計画相談支援は、令和元年度実績より7人分ずつの増加を見込んでいます。
- ・地域移行支援は、令和元年度実績より1人分ずつの増加を見込んでいます。
- ・地域定着支援は、令和元年度実績より1人分ずつの増加を見込んでいます。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第6期計画の目標値】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場				
開催回数	回	1	1	1
関係者の参加者	人	12	12	12
目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
各サービス利用者のうち精神障がい者の利用者				
地域移行支援	人	2	3	4
地域定着支援	人	10	11	11
共同生活援助	人	34	35	36
自立生活援助	人	1	1	1

<サービス量の見込み方>

- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場は、既存の会議をもって充てることも含め早期に検討、設置し、毎年1回以上の開催を見込んでいます。
- ・地域移行支援は、利用者の8割を見込んでいます。
- ・地域定着支援は、利用者の6割を見込んでいます。
- ・共同生活援助は、利用者の3割を見込んでいます。
- ・自立生活援助は、利用者の8割を見込んでいます。

(6) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【第6期計画の目標値】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回	1	1	1

<サービス量の見込み方>

- ・地域生活支援拠点等については、面的整備により令和3年度からの事業実施を見込んでいます。
- ・機能の充実に向けた検証及び検討は、雲南圏域障がい者総合支援協議会雲南市地域部会での実施を見込んでいます。

(7) 福祉施設から一般就労への移行等

【第6期計画の目標値】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉施設から一般就労への移行者				7
就労移行支援事業利用者	人			4
就労継続支援A型事業利用者	人			1
就労継続支援B型事業利用者	人			2
就労定着支援事業利用者	%			70

<サービス量の見込み方>

- ・福祉施設から一般就労への移行者は、令和元年度実績（4人）の1.27倍以上を見込んでいます。
- ・福祉施設から一般就労への移行者のうち就労移行支援事業の利用者は、令和元年度実績（3人）の1.30倍以上を見込んでいます。
- ・福祉施設から一般就労への移行者のうち就労継続支援A型事業の利用者は、令和元年度はありませんでした。国の指針では、令和元年度実績の1.26倍以上となるよう見込むこととされています。
- ・福祉施設から一般就労への移行者のうち就労継続支援B型事業の利用者は、令和元年度実績（1人）の1.23倍以上を見込んでいます。

(8) 障がい児の子ども子育て支援等の利用ニーズを踏まえた必要な見込み量

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所（※保育所型認定こども園を含む）	人	45	45	45
認定こども園（幼保連携型・地方裁量型）	人	22	22	22
幼稚園（※幼稚園型認定こども園を含む）	人	20	20	20
地域型保育事業所	人	0	0	0
放課後児童クラブ	人	27	26	26

(9) 障害児通所支援サービス

種類	サービスの概要
児童発達支援	療育の必要性が認められた児童へ日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与及び集団生活への適応訓練を実施

医療型児童発達支援	肢体不自由児が医療型児童発達支援センター等で児童発達支援及び治療を実施
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に実施
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児や利用予定の障がい児に、その保育所等での集団生活適応のため、訪問による専門的な支援を実施
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児等であって外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を実施

評価・課題

雲南市内に放課後等デイサービス事業所が3施設になり利用の幅が増えました。保護者や保育・教育現場の障害福祉サービスへの理解は深まっており、第4期計画期間にはサービスの利用は増加していましたが、放課後児童クラブ等の児童福祉による支援も充実され、放課後等デイサービスから放課後児童クラブ等へ利用を変更されるケースもあり、第4期計画期間に比して第5期計画期間はやや少ない利用実績となっています。

②サービス利用実績

項目	単位		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
児童発達支援	人日分	計画値	252	252	252	240	264
		実績値	277	240	252	116	95
	人分	計画値	21	20	21	20	22
		実績値	24	23	19	20	20
医療型児童発達支援	人日分	計画値	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0
	人分	計画値	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分	計画値	225	300	284	308	336
		実績値	162	287	288	214	222
	人分	計画値	15	21	25	44	48
		実績値	24	42	43	30	30

保育所等訪問支援	回数	計画値	10	10	10	10	10
		実績値	15	11	10	0	1
	人分	計画値	10	10	10	10	10
		実績値	15	11	10	0	1
居宅訪問型児童発達支援	回数	計画値	—	—	—	8	8
		実績値	—	—	—	0	0
	人分	計画値	—	—	—	2	2
		実績値	—	—	—	0	0
障害児相談支援	人分	計画値	15	15	15	20	20
		実績値	30	19	18	25	27

③確保のための方策

- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、教育などあらゆる機関が連携をし、必要な支援を提供する体制の構築を図ります。

④第6期計画の目標値

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日分	144	156	168
	人分	24	26	28
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0
	人分	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分	210	210	210
	人分	30	30	30
保育所等訪問支援	回数	3	4	5
	人分	3	4	5
居宅訪問型児童発達支援	人日分	4	4	4
	人分	1	1	1
障害児相談支援	人分	31	33	35

<サービス量の見込み方>

- ・平成27年度～令和元年度の利用実績をもとに目標値を見込みます。
- ・児童発達支援は、令和元年度実績より2人分ずつの増加を見込み、1人当たり1月6日で算出しています。
- ・医療型児童発達支援は、現在市内に事業所がなく利用実績もない状況にあることから目標値を設定していません。
- ・放課後等デイサービスは、令和元年度実績と同数を見込み、1人当たり1月7日で算出しています。

- ・保育所等訪問支援は、令和元年度実績より1人分ずつの増加を見込み、1人当たり1月1日で算出しています。
- ・居宅訪問型児童発達支援は、必要な事業ではありますが、現在市内に事業所がなく利用実績もない状況にあることから最小人分にて、1人当たり1月4日で目標設定しています。
- ・障害児相談支援は、令和元年度実績より2人分ずつの増加を見込んでいます。

(10) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
【第6期計画の目標値】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター	人	1	1	1

＜サービス量の見込み方＞

- ・医療的ケア児に対する支援及びその調整は島根県雲南保健所において行われ、必要に応じて市保健師も支援に参画しており、今後も同様です。
- ・そのうえで、市においても県が実施する養成研修を修了した保健師等をもって、その役割を担える職員を配置することを見込んでいます。

(11) 発達障がい者等への支援

【第6期計画の目標値】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者	人	5	5	5

＜サービス量の見込み方＞

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者は、令和元年度実績（6人）程度を見込んでいます。
- ・ペアレントメンターの配置やピアサポート活動等は県等と連携して実施することとし、具体的な数値目標は設定しないこととします。

(12) 相談支援体制の充実・強化のための取組

【第6期計画の目標値】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施		有	有	有

地域の相談支援事業への訪問等による専門的な指導・助言	件	60	60	70
地域の相談支援事業者の人材育成支援	件	80	80	90
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回	70	70	70

<サービス量の見込み方>

- ・障がい種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援については、既に基幹相談支援センターにおいて実施しています。
- ・地域の相談支援事業への訪問等による専門的な指導・助言については、基幹相談支援センターが相談支援事業所に訪問して実施する件数を見込んでいます。
- ・地域の相談支援事業者の人材育成支援については、基幹相談支援センターが相談支援事業所に訪問して実施する支援及び相談支援連絡会を見込んでいます。
- ・地域の相談機関との連携強化の取組については、相談支援連絡会、高齢者障がい者連携会議、雲南市地域部会、ワーキングによる取組を見込んでいます。

(13) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

【第6期計画の目標値】

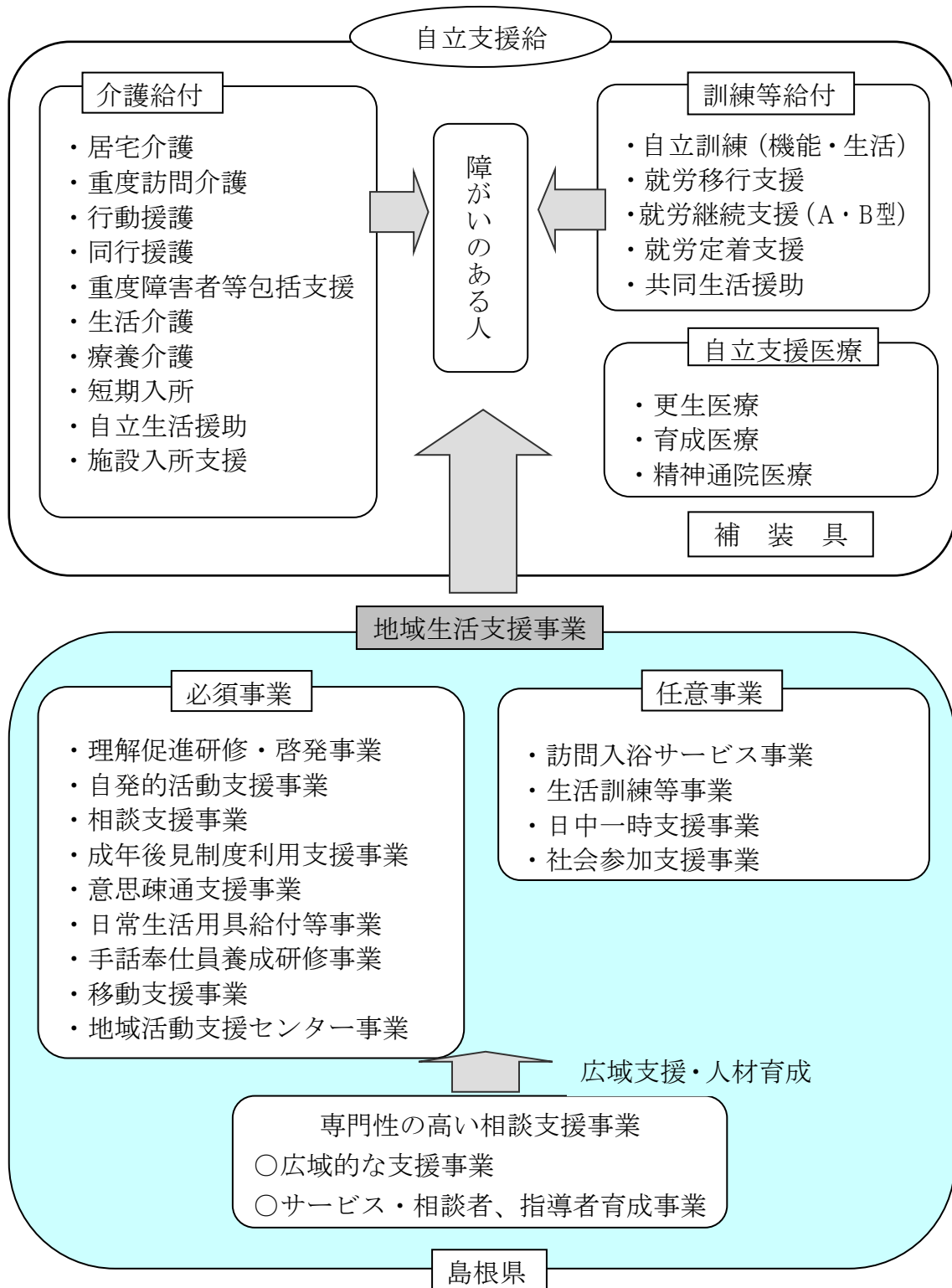
項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員参加	人	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	回	1	1	1

<サービス量の見込み方>

- ・県が実施する障害福祉サービス等に係る研修（相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者スキルアップ研修、障害支援区分認定調査員研修、障がい者虐待防止・権利擁護研修、医療的ケア児等コーディネーター養成研修）への市職員の参加を見込んでいます。
- ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有については、既存の会議を活用しての共有または書面による共有を見込んでいます。

4. 地域生活支援事業における見込み量及び確保のための方策

<総合的な自立支援システム>



(1) 理解促進研修・啓発事業

<事業の内容>

障がいのある方等や障がい特性等に関する地域住民の理解を深めるための啓発活動を実施することにより、社会的障壁の除去及び共生社会の実現を図ります。

●精神障害者等地域移行支援事業

(2) 自発的活動支援事業

<事業の内容>

障がい者のある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人・家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

●パーキンソン病患者家族交流支援事業

●視覚障害者外出支援事業

●精神障がい者等の家族に対する支援事業

●高次脳機能障害者家族交流支援事業

●本人活動支援事業

知的障がいのある方が、自分に自信を持ち仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける活動等を支援します。

●ボランティア活動支援事業

精神障がい及びその家族等の団体が行う社会復帰に関する活動に対する情報提供等及びボランティア活動の支援を行います。

(3) 相談支援事業

障がいに関する相談、情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援、虐待の早期発見及び防止のための関係機関との連携、障がい者の権利擁護のために必要な支援等を行います。

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所と連携を強化し、身近な相談窓口の充実を図っています。三障がい（身体・知的・精神）に加え、難病、発達障がい、高次脳機能障がい等に幅広く対応できるよう、さらなる相談体制の充実を目指します。

障がい者総合支援協議会

雲南圏域障がい者総合支援協議会は、相談支援事業をはじめとする雲南圏域の障がい福祉に関するシステム及び社会資源の開発に中核的な役割を果た

す協議の場として設置されています。

第6期計画においても、障がい者総合支援協議会に福祉、医療、教育、雇用に関連する職務に従事する者等が参画し、身近な地域資源の効果的・有効的な活用に努めます。

また、この協議会には、雲南市の課題について検討する場として、雲南市地域部会を設置しています。

この地域部会では、困難ケースを対象として支援方法の検討・協議（個別支援会議）、各関係機関が相互に協力できる支援体制を構築し、評価機能として、相談支援事業実施状況の確認、運営評価を行います。

また、雲南市が障がい者計画、障がい福祉計画等を策定、変更しようとするときは地域の課題の解決に向けた積極的な提言を行います。

②相談支援機能強化事業

相談支援機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターに配置し、専門的な相談支援を必要とする困難ケース等への対応や、総合支援協議会を構成する相談支援事業所等への専門的な指導、助言等を行います。

【実績】

項目	単位		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
指定相談支援事業所	か所	計画値	—	—	—	8	8
		実績値	8	8	8	8	8
うち、委託相談支援事業所	か所	計画値	—	—	—	7	7
		実績値	7	7	7	7	7
基幹相談支援センター	か所	計画値	—	—	—	1	1
		実績値	1	1	1	1	1
機能強化事業の実施の有無		計画値	—	—	—	—	—
		実績値				実施	実施

【今後の方策】

- 相談支援専門員の資質向上を図るため研修会や支援会議を行い、相談支援体制の強化を図ります。
- 増加する精神疾患や精神障がいなど多様化する心の健康問題に対応できるよう相談支援体制の充実を図ります。

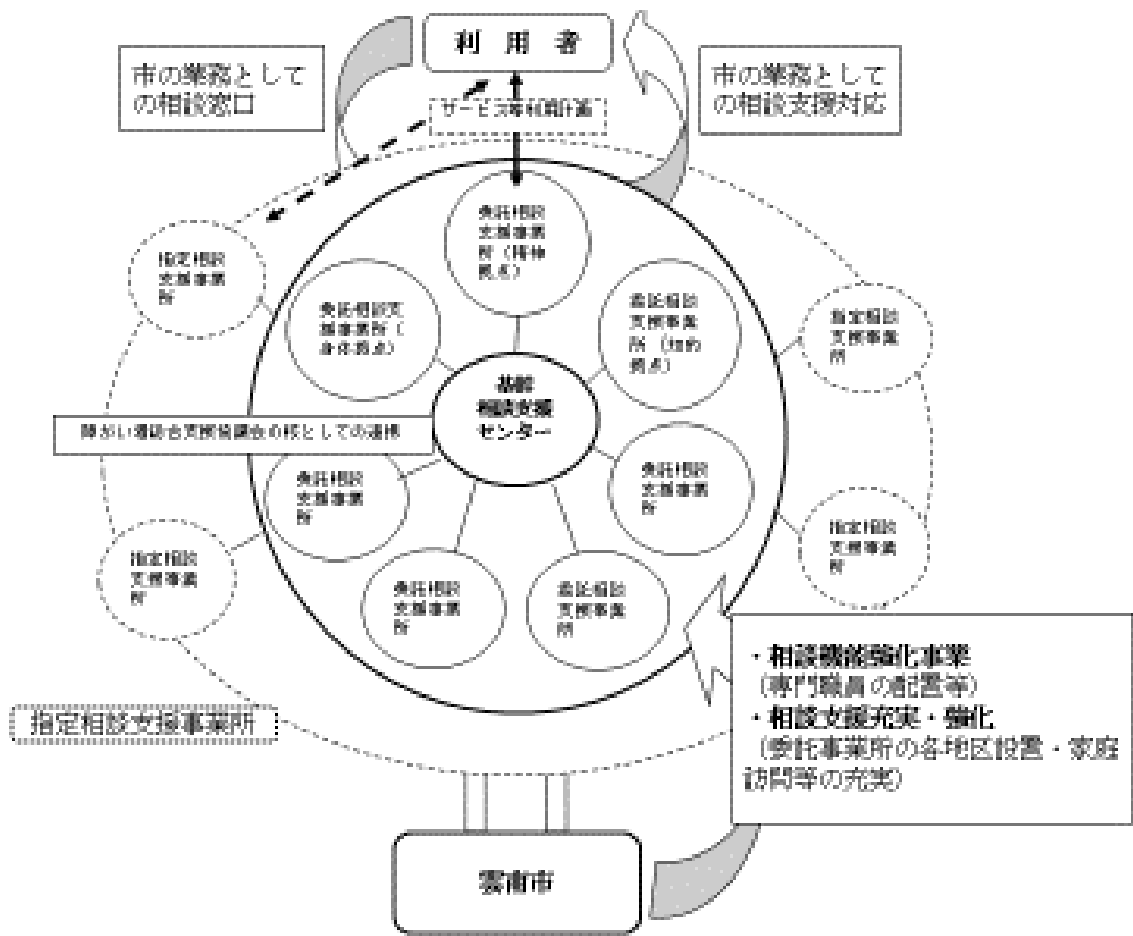
【第6期計画の目標値】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定相談支援事業所	か所	8	8	9
うち委託相談支援事業所		7	7	8
基幹相談支援センター		1	1	1
機能強化事業の実施の有無		実施	実施	実施

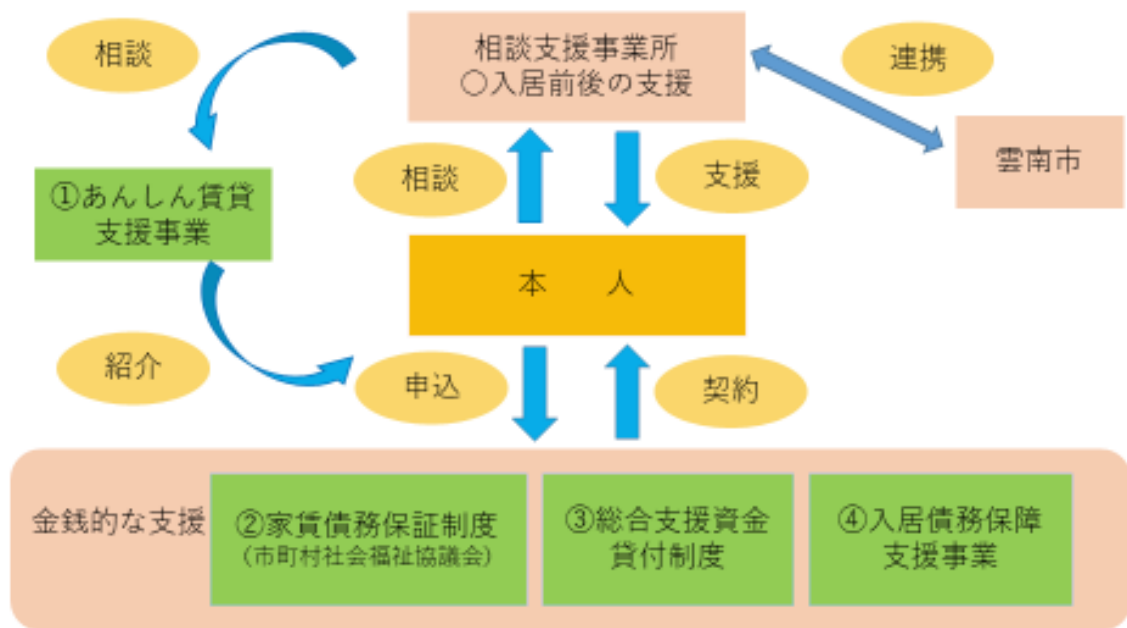
<サービス量の見込み方>

- ・障がい者のライフステージを通じ、一貫した支援を行っていくためには、障がい者福祉や福祉サービスの視点からだけではなく、保育・教育・就労・医療・雇用・余暇など、幅広い分野の相談に対応できる、総合的かつ拠点的機関の整備を図る必要があります。
- ・相談支援事業を効果的に実施するために、雲南圏域障がい者総合支援協議会を中心とした福祉連携システム体制の充実を目指します。
- ・障がい者相談支援事業は各事業所の専門性・柔軟性・継続性を活かすため指定相談支援事業所に委託して実施します。
- ・各地域の相談支援強化のため、地域相談拠点として、委託相談支援事業所の配置を継続します。
- ・基幹相談支援センターについては、指定相談支援事業所に委託し、設置継続します。

<相談支援体制の体系図>



<住宅入居等支援事業（居住サポート等支援）のイメージ図>



(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい又は精神障がいのある方に、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある方の権利擁護を図ります。

成年後見人、保佐人または補助人に支払う成年後見制度の利用に係る報酬を助成することにより、被後見人等の経済的負担を軽減し、後見人等による身上監護、財産管理等の適切な援助を受けることができるよう支援します。

【利用実績】

項目	単位		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
成年後見制度 利用支援事業	人	計画値	2	2	2	3	3
		実績値	3	2	3	3	3

【第6期計画の目標】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	4	4	4

<サービス量の見込み方>

・平成27年度以降の利用者は概ね横ばいですが、毎年、数件の成年後見の申立

てがあり、令和元年度実績より1人増加の4人で算出しています。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能等の障がいのため意思の疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣等をはじめ、市に手話通訳者を配置し、意思疎通の円滑化を図ります。

【サービス利用実績】

項目	単位		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
手話通訳者派遣事業	件	計画値	(520)	(540)	(560)	120	120
手話奉仕員派遣事業		実績値	(351)	(351)	(477)		
要約筆記奉仕員派遣事業			101	118	152	139	146
手話通訳者設置事業	人	計画値	—	—	—	1	1
		実績値	1	1	1	1	1

※ () は手話通訳者の派遣(手話通訳者設置事業)を含んだ数

【第6期計画の目標】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	件数	150	150	150
手話奉仕員派遣事業				
要約筆記奉仕員派遣事業				
手話通訳者設置事業	人数	1	1	1

<サービス量の見込み方>

- ・平成30年度以降の実績は概ね横ばいとなっており、令和3年度以降も同程度の利用を見込みます。
- ・手話通訳者設置事業と手話奉仕員、要約筆記奉仕員等派遣事業を実施します。
- ・意思疎通(コミュニケーション)支援に関する事業の普及啓発に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

障がいのある方等に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

- ①介護・訓練支援用具-----特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド
- ②自立生活支援用具-----入浴補助用具、便器、T字状・棒状つえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災報知器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置
- ③在宅療養等支援用具-----透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、パルスオキシメーター
- ④情報・意思疎通支援用具---携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人口喉頭、点字図書、人工内耳外部装置、人工内耳用電池、人工内耳用充電器、人工内耳用イヤホン
- ⑤排泄管理支援用具-----ストマ用装具（蓄便袋・蓄尿袋）、紙おむつ、収尿器
- ⑥居宅生活動作補助用具-----住宅改修費

【サービス利用実績】

項目	単位		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
日常生活用具給付事業	件	計画値	920	920	918	730	720
		実績値	786	747	756	739	723
介護・訓練支援用具		計画値	5	5	3	2	2
		実績値	2	0	2	2	2
自立生活支援用具		計画値	4	4	4	2	2
		実績値	1	5	7	7	9

在宅療養等支援用具	計画値	10	10	10	5	5
	実績値	5	5	2	5	10
情報・意思疎通支援用具	計画値	10	10	10	10	10
	実績値	7	10	12	9	17
排せつ管理支援用具	計画値	890	890	890	710	700
	実績値	771	727	732	715	684
居宅生活動作補助用具	計画値	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	1	1	1

【第6期計画の目標】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付事業		733	735	737
介護・訓練支援用具	件	2	2	2
自立生活支援用具		13	15	17
在宅療養等支援用具		10	10	10
情報・意思疎通支援用具		17	17	17
排せつ管理支援用具		690	690	690
居宅生活動作補助用具		1	1	1

<サービス量の見込み方>

- ・平成27年度～令和元年度の利用実績をもとに目標値を見込みます。
- ・介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具については、令和元年度実績と同数を見込んでいます。
- ・自立生活支援用具については、令和元年度実績より2件ずつの増加を見込んでいます。
- ・排せつ管理支援用具については減少に傾向にありますが、令和元年度実績を基本に690件で見込んでいます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚等に障がいのある方の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るため、手話のできる市民の養成、手話奉仕員の養成を行います。

【サービス利用実績】

項目	単位		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
養成研修修了者数	人	計画値	—	—	—	—	—
		実績値	5	0	8	0	0

【第6期計画の目標】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成研修修了者数	人数	11	0	10

＜サービス量の見込み方＞

- ・手話奉仕員の養成研修は、1年目の入門研修、2年目の基礎講座を受講して終了となります。
- ・令和3年度については、令和2年度受講者数から11名を見込んでいます。
- ・令和5年度については、令和3年度ほぼ同数の10名を見込んでいます。
- ・令和4年度については、養成研修の1年目にあたり修了者は見込めません。

(8) 移動支援事業

＜事業内容＞

屋外での移動が困難な障がいのある方等に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

中山間地域にある雲南市においては、公共交通網が十分でない中、障がい者の移動ニーズに応えるため移動支援事業は非常に重要です。ガイドヘルパー等による移動支援により、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出や、市外の特別支援学校への通学が円滑にできるように整備の検討を継続していきます。

移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定程度以上の重度障がい者については、行動援護、重度訪問介護等の介護給付で対応します。

【サービス利用実績】

項目	単位		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
移動支援事業委託事業所	か所	計画値	18	18	18	18	19
		実績値	18	18	18	20	22
利用者	人	計画値	70	73	75	90	92
		実績値	79	84	86	86	90
延べ利用時間	時間	計画値	5,500	5,700	6,000	11,000	12,000
		実績値	6,451	10,836	11,000	6,217	6,489

【第6期計画の目標】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業委託事業所	か所	23	23	23
利用者	人	100	105	110
延べ利用時間	時間	7,300	7,665	8,030

<サービス量の見込み方>

- ・平成27年度～令和元年度の利用実績をもとに目標値を見込みます。
- ・短期入所送迎型、通学支援型、通所支援型は、それぞれ片道1回あたり1時間と見込んでいます。
- ・令和元年度実績より5人ずつの増加を見込み、1人73時間で算出しています。

(9) 地域活動支援センター事業

<事業の内容>

地域活動支援センターとは、給付事業では対応できない様々な障がいのある人に、地域での実情に応じた創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流等の促進の便宜を供与する施設です。特に聴覚障がい者をはじめとする身体障がい者向けの日中活動サービスや、日中を過ごす居場所的な社会資源が乏しい本市においては、その設置に向けた方策を検討する必要があります。

基礎的事業(創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進等の事業)に加え、事業の機能強化を図るため「地域活動支援センターⅠ型」「地域活動支援センターⅡ型」「地域活動支援センターⅢ型」の類型を設け、それぞれの事業を実施します。

<類型ごとの説明>

類型	事業内容等	職員配置	利用定員
基礎的事業	創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等	2人以上(うち1人は専任者)	10人以上

I 型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発 ※委託相談支援事業をあわせて実施することを必須条件	基礎的事業の職員他、1人以上を配置し、2人以上を常勤とすること。職員3人のうち1人非常勤可	1日あたり実利用人員が概ね20人以上
II 型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施	基礎的事業の職員他1人以上を配置し、うち1人以上常勤とすること。職員3人うち2人非常勤可	1日あたり実利用人員が概ね15人以上
III 型	小規模作業所として運営実績5年以上ある事業において基礎的事業を実施	基礎的事業の職員のうち1人以上を常勤とすること。職員2人うち1人非常勤可	1日あたり実利用人員が概ね10人以上

【サービス利用実績】

項目	単位		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
基礎的事業	か所	計画値	5	5	6	5	5
		実績値	5	5	5	6	5
実利用者	人	計画値	—	—	—	—	—
		実績値				189	156
I 型	か所	計画値	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	1
実利用者	人	計画値	—	—	—	—	—
		実績値				143	129
II 型	か所	計画値	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	2	1
実利用者	人	計画値	—	—	—	—	—
		実績値				7	2
III 型	か所	計画値	3	3	4	3	3
		実績値	3	3	3	3	3
実利用者	人	計画値	—	—	—	—	—
		実績値				39	39

【第6期計画の目標】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎的事業	か所	5	5	5
実利用者	人	195	197	207
I型	か所	1	1	1
実利用者	人	150	150	150
II型	か所	1	1	1
実利用者	人	2	2	10
III型	か所	3	3	3
実利用者	人	43	45	47

＜サービス量の見込み方＞

- ・平成27年度～令和元年度の利用実績をもとに目標値を見込みます。
- ・I型、II型については、令和元年度実績と同数を基本に見込んでいます。
- ・III型については、令和元年度実績より2人ずつの増加を見込んでいます。

(10) 訪問入浴サービス事業

＜事業の内容＞

身体に障がいのある方の生活を支援するため、居宅において入浴車による入浴サービスを提供します。

【サービス利用実績】

項目	単位		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
委託事業所	か所	計画値	1	1	1	2	2
		実績値	1	1	2	1	1
利用者	人	計画値	1	1	1	2	2
		実績値	1	1	2	1	0

【第6期計画の目標】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委託事業所	か所	2	2	2
利用者	人	3	4	5

＜サービス量の見込み方＞

- ・平成27年度～令和元年度の利用実績をもとに目標値を見込みます。
- ・訪問入浴については、令和2年度11月実績（2人）より1人ずつの増加を見込んでいます。

（11）生活訓練等事業

＜事業の内容＞

日常生活上必要な訓練、指導等を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とします。

- 訪問パソコン教室
- 精神障がい者パソコン教室
- 知的障がい者料理教室

（12）日中一時支援事業

＜事業内容＞

障がいのある方等の日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行うことにより、その家族の就労支援及び介護の一時的な負担軽減を図ります。

【サービス利用実績】

項目	単位		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
委託事業所	か所	計画値	12	12	12	10	10
		実績値	12	10	10	11	11
利用者	人	計画値	20	20	20	32	34
		実績値	32	34	30	25	27

【第6期計画の目標】

項目	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委託事業所	か所	10	10	10
利用者	人	31	33	35

＜サービス量の見込み方＞

- ・平成27年度～令和元年度の利用実績をもとに目標値を見込みます。
- ・日中一時支援事業については、令和元年度実績より2人ずつの増加を見込んでいます。

(13) 社会参加支援事業

(レクリエーション活動等支援事業＋芸術文化活動振興事業)

障がいのある方等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するレクリエーション活動等や、芸術文化活動等を振興することにより、障がいのある方の社会参加を促進します。

●スポーツ、レクリエーション教室開催等

障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ、レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。

●芸術文化活動振興

(14) 知的障がい者職親委託事業

知的障がいのある方を一定期間、事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めます。

第5章

計 画 の 推 進 体 制

- ・雲南圏域障がい者総合支援協議会雲南市地域部会構成団体の名簿等を更新しました。

1. 障がい者総合プラン推進体制

(1) 計画の周知

計画の概要を市報やホームページに掲載し、広く市民に周知します。

また、雲南圏域障がい者総合支援協議会雲南市地域部会の各種会議をはじめ、あらゆる機会を通じて障がい福祉団体や関係機関へ計画の周知を行います。

(2) 市の全庁的な推進

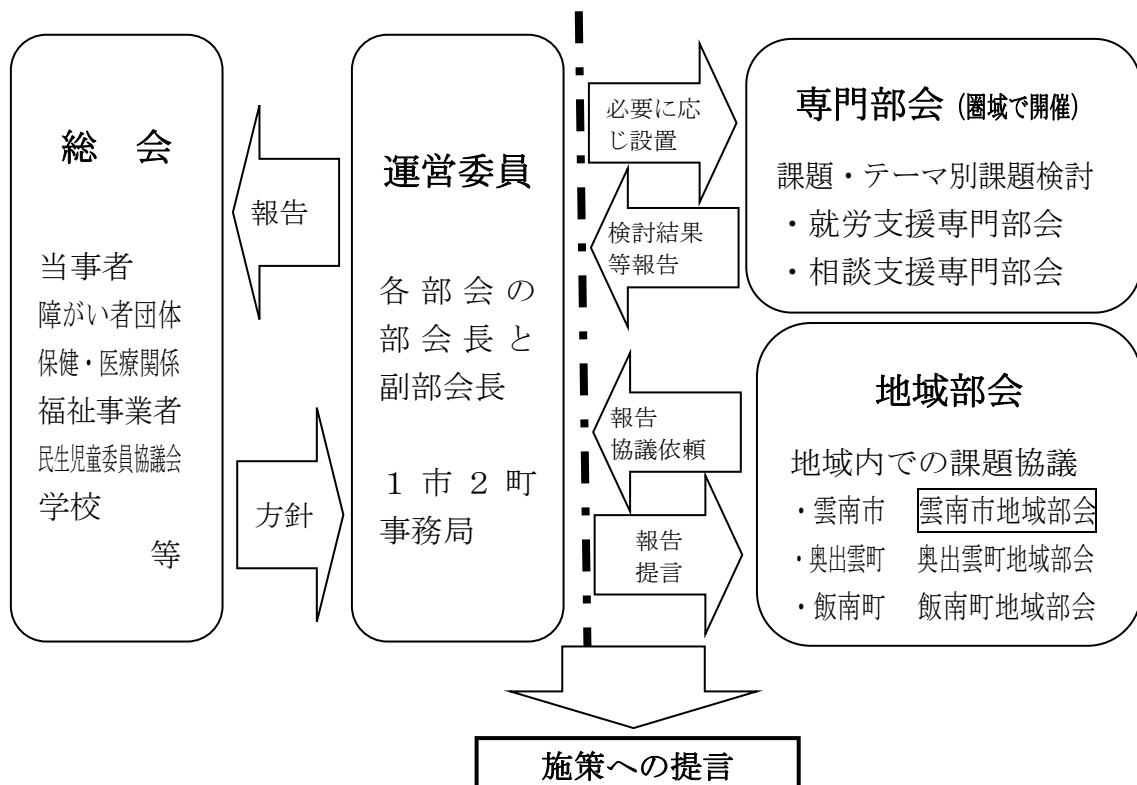
障がい者施策は、福祉・保健・医療だけではなく、教育・雇用・住宅・インフラ整備などあらゆる部署と深く関係しているため、全庁的な取り組みとして総合的に計画を推進していきます。

(3) 雲南圏域障がい者総合支援協議会雲南市地域部会による進行管理

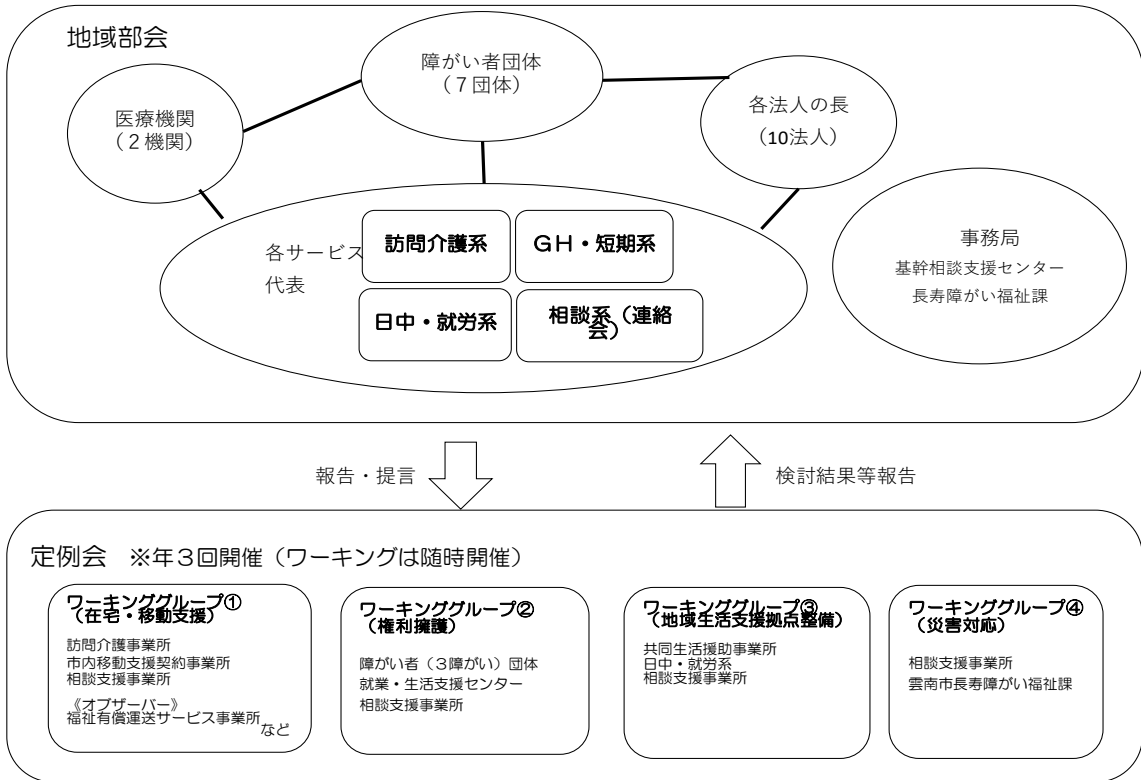
各年度ごとに設定した数値目標をもとに、計画の達成状況について雲南圏域障がい者総合支援協議会雲南市地域部会の中で点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策と基盤整備を可能な限り実施します。

また、市においては、総合支援協議会からの提言を受け障がい福祉計画施策を推進するために必要な制度・事業等について、庁内の「政策会議」に提案を行ないます。

<雲南圏域障がい者総合支援協議会 組織図>



<雲南圏域障がい者総合支援協議会雲南市地域部会 組織図>



＜雲南圏域障がい者総合支援協議会雲南市地域部会構成団体の名簿＞

	所 属	役 職	氏 名
障 害 者 団 体	雲南市身体障がい者協会	会 長	松 本 廣 志
	雲南市手をつなぐ育成会	会 長	藤 崎 幹 夫
	雲南市家族会	会 長	田 部 昭 夫
	当事者会 サークル雲南	会 長	三 原 孝 志
	雲南市パーキンソン病患者家族会ひまわりの会	代 表	錦 織 幸 弘
	雲南市障がい児(者)親の会あさがおの会	代 表	森 田 豊 茂
	島根県里親会	会 長	落 合 慧
機 医 関 療	雲南市立病院	院 長	西 英 明
	奥出雲コスモ病院	院 長	今 岡 健 次
関 係 機 関	雲南市民生児童委員協議会	会 長	朝 日 照 男
	雲南保健所	所 長	片 岡 大 輔
	社会福祉法人 仁寿会	施 設 長	高 橋 邦 明
	社会福祉法人 雲南広域福祉会	統 括 所 長	藤 原 靖 浩
	雲南障がい者就業・生活支援センターアーチ	所 長	澤 田 真 琴
	グループホーム レインボーハイツ	サービス管理責任者	古 澤 公 子
	社会福祉法人 かも福祉会 かも社会就労センター	管 理 者	小 玉 登 喜 子
	NPO法人ふれんど	管 理 者	中 島 民 子
	社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	在宅福祉部長	朝 山 文 子
	雲南市社会福祉協議会 訪問介護事業所みとや	管 理 者	多 々 納 宏 代
	社会福祉法人 あおぞら福祉会	統 括 部 長	森 山 史 朗
	一般財団法人 空外記念館 無二苑	代 表 理 事	坪 倉 空 幹
	NPO法人 未来の華	理 事 長	朝 山 新 治 朗
	J Aしまね雲南すずらん福祉センター	管 理 者	永 瀬 幸 美
	合同会社 ローズマリー	代 表	吉 田 直 美
きすきひまわりの家	管 理 者	廣 野 順 子	
ワ グ ル キ ン ブ ラ グ	指定相談支援事業所そよかぜ館	所 長	疋 田 美 穂
	相談支援事業所ふれんど	相談支援専門員	佐 々 木 和 子
	相談支援事業所 山楽園	所 長	春 日 親 典
	指定相談支援事業所そよかぜ館	相談支援専門員	藤 井 利 恵
事 務 局	きすき相談支援センターおれんじ（雲南市基幹相談支援センター）	統括施設長	松 林 哲 也
	きすき相談支援センターおれんじ（雲南市基幹相談支援センター）	相談支援専門員	岡 田 浩 一
	きすき相談支援センターおれんじ（雲南市基幹相談支援センター）	相談支援専門員	山 本 諒 子
	雲南市健康福祉部	次 長	糸 原 幸 子
	雲南市健康福祉部長寿障がい福祉課	統 括 主 幹	田 中 秀 信
	雲南市健康福祉部長寿障がい福祉課	主 幹	織 田 朱 美
	雲南市健康福祉部長寿障がい福祉課	主幹保健師	陶 山 洋 子

資

料

編

- ・令和2年度に行った計画策定に係る経過等を加筆しました。

1. 障がい者総合プラン策定の経過（平成29年度）

（1）雲南圏域障がい者総合支援協議会地域部会での評価・意見集約

- 平成29年4月～5月 雲南市内障がい福祉サービスを対象としたアンケート調査実施
 - ・障害福祉サービス等の利用実態や要望・課題の把握
- 平成30年1月15日 雲南圏域障がい者総合支援協議会雲南市地域部会での意見交換

（2）雲南市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会での審議

- 平成29年12月14日 第1回策定委員会
 - ・実績・評価表・意見に基づく事務局（案）について審議
- 平成30年1月31日 第2回策定委員会
 - ・事務局が作成した計画（案）について審議
- 平成30年3月9日～3月20日 パブリックコメントの実施
- 平成30年3月23日 第3回策定委員会
 - ・パブリックコメントの意見により修正、取りまとめた最終案について審議

2. 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定の経過（令和2年度）

（1）雲南圏域障がい者総合支援協議会地域部会での評価・意見集約

- 令和2年8月 障害福祉サービス利用者、障害児通所サービス等利用者の保護者及び障害福祉サービス事業実施者を対象としたアンケート調査実施
 - ・障害福祉サービス等の利用実態や要望・課題の把握
- 令和2年11月12日 雲南圏域障がい者総合支援協議会雲南市地域部会での意見交換
- 令和3年3月●●日 雲南圏域障がい者総合支援協議会雲南市地域部会での意見交換

（2）雲南市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会での審議

- 令和2年10月5日 第1回策定委員会
 - ・実績・評価表・意見に基づく事務局（案）について審議
- 令和3年2月●●日 第2回策定委員会
 - ・事務局が作成した計画（案）について審議
- 令和3年2月●●日～3月●●日 パブリックコメントの実施
- 令和3年3月●●日 第3回策定委員会

- ・・パブリックコメントの意見により修正、取りまとめた最終案について審議

雲南市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会委員名簿

平成29年度

所属団体	役職名	氏名	備考
社会福祉法人仁寿会	施設長	高橋 邦明	雲南圏域障がい者総合支援協議会会長
社会福祉法人雲南広域福祉会	統括所長	楨野 光夫	雲南圏域障がい者総合支援協議会地域部会長
社会福祉法人雲南ひまわり福祉会	統括施設長	松林 哲也	雲南市基幹相談支援センター
雲南市身障者協会	前会長	苅田 誠治	
雲南市手をつなぐ育成会	会長	藤崎 幹夫	
雲南市精神障がい者家族会	会長	田部 昭夫	

雲南市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会委員名簿

令和2年度

所属団体	役職名	氏名	備考
雲南圏域障がい者総合支援協議会	副会長	小玉 登喜子	社会福祉法人かも福祉社会 かも社会就労センター管理者
雲南圏域障がい者総合支援協議会 雲南市地域部会	会長	森山 史朗	社会福祉法人あおぞら福祉社会 統括部長
雲南市基幹相談支援センター	管理者	松林 哲也	社会福祉法人雲南ひまわり福祉社会 統括施設長
雲南市身障者協会	会長	松本 廣志	
雲南市手をつなぐ育成会	会長	藤崎 幹夫	
雲南市家族会	会長	田部 昭夫	

○雲南市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会条例

平成26年3月26日

条例第10号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画(以下「障がい者計画」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に規定する市町村障害福祉計画(以下「障がい福祉計画」という。)を策定又は変更するため、雲南市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、障がい者計画及び障がい福祉計画の策定又は変更について必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、6人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、特別な事項を調査研究するため、専門部会を置くことができ

る。

- 2 専門部会の部員（以下「部員」という。）は、委員長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する部員のうちから互選する。
- 4 部会長は、当該専門部会の会務を総理し、当該専門部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該専門部会に属する部員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（委員の服務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第10条 委員会及び専門部会の庶務は、健康福祉部長寿障がい福祉課において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （招集の特例）
- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

用語解説

インフォーマルサービス：公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助など。

グループホーム：障害などで生活に困難を抱えた人達が、専門スタッフ等の援助を受けながら、小人数、一般の住宅で生活する社会的介護の形態のこと。ここでは、地域社会に溶け込むように生活することが理想とされる。

居住系サービス：入所施設での生活から、地域社会での生活に移行するため、日中活動系サービスと組み合わせて利用することが望まれている。サービスとしては、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援がある。

高次脳機能障がい：自動車事故等による脳への受傷、脳へのウィルス感染、脳血管障がいによる脳組織破壊等による、発達障がいやそれらの2次障がいに類似した症状を示す後遺症。大脳の一部機能が破壊されるため、記憶障がいや言語障がい、情緒障がいなどが発生する。

障害者総合支援法：正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。平成18年4月1日に前身の障害者自立支援法が施行され、障がいの種別に関わらず、障がい者が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化された。平成25年4月の改正により現在の名称に。生活支援サービスの基幹ともいえる法律。

日常生活自立支援事業：都道府県の社会福祉協議会を実施主体として、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。生活支援員の派遣、各種サービスの利用、日常的な金銭管理、見守り等の支援を行う事業。

日中活動系サービス：24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへと転換するため、日中活動系サービスと居住系サービスに分けられている。日中活動系サービスは、その名称どおり、昼間の活動を支援するサービスであり、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援がある。

ノーマライゼーション：高齢であることや障がいの有無に関わらず、すべての人が一般社会の中で普通に生活を送ることができ、ともに生きる生活こそノーマルな社会であるとする考え方。

バリアフリー：高齢者や障がい者が社会で生活していくうえで、障がい（バリ

ア) となっていることを取り除くこと。本計画では物理的なバリアのみならず、社会参加を困難にしている社会の制度上の障がい、心理的な障がいをも取り除くという意味で使用。

法定雇用率：事業主は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定割合（法定雇用率）に相当する人数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。一般の民間企業の法定雇用率は、常用労働者数 50 人以上規模の企業で 2.0%（平成 30 年 4 月 1 日以降は 2.2%）である。

障害者雇用納付金制度：障がい者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図ることを目的として雇用率未達成の事業主から納付金を徴収し、雇用率達成の事業主に対して報奨金を支給する制度。

補装具：身体障がい者の身体の一部の欠損または機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするため用いられる器具の総称で、主なものとして、義肢、装具、盲人安全杖、補聴器、車椅子などがある。

ユニバーサルデザイン：住宅用品や生活用品などデザインに対する考え方であり、設計段階から誰にとっても快適で安心して使えるように配慮したデザイン。

ガイドヘルパー：障がいのある人が外出する際に支援する人をいう。ガイドヘルパー養成研修事業によって養成がはかられてきた。

自立支援医療：従来の児童福祉法に基づく育成医療、身体障害者福祉法に基づく更生医療、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神通院医療が統合され、障害者自立支援法において自立支援医療として位置づけられた。

特別支援教育：小中学校における特殊学級や通級による指導という制度に代わるもので、基本的には通常の学級に在籍した上で必要な時間のみ特別の指導を受けるといった教育形態である。

発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

難病：治療法が確立していない疾病。障害者総合支援法において障害福祉サービスの給付対象としているのは 358 疾病。